

みんなが活躍する「協働のまち 大津」

大津市協働の まちづくり 推進計画

(第2期大津市協働推進計画)



平成29年3月

大津市

はじめに

少子化・超高齢化が進み、これまで人口増加が続いてきた大津市においても、人口減少の局面を迎え、少子高齢化がさらに進むことが予測されています。これにより、税収入の減少、社会保障費や公共施設維持更新費の増大など、財政状況はますます厳しくなり、選択と集中、効率的な都市経営が求められます。また、地域のまちづくりの現場では、少子高齢化や定年制度の変化、若者の経済状況の悪化、生産人口の減少、子育てと介護のダブルケアの問題、単身世帯の増加などから、まちづくりの担い手不足や高齢化がより大きな課題となってきています。そのため、まちづくりにかかる負担の軽減や多様な参加の手法を考え、担い手を豊かにするための世代に合わせた対策が必要となっています。

大津市では、市民・市民団体、事業者及び市が力を合わせて「みんなのための」公共サービスを「みんなで支え」、誰もが愛着と誇りをもち、住み続けたい大津の実現を目指して平成 23 年 4 月に「大津市『「結(ゆい)の湖都』協働のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）」を施行しました。そして、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づき大津市協働推進計画（平成 24 年度～28 年度）（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、市民・市民団体、事業者及び市の三者が得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合いながら、公共サービスを提供していくための「協働」という現代版の「結」の基盤づくりに取り組んできました。

第 1 期計画策定から 5 年を経た今、大津市総合計画基本構想（平成 29 年度～平成 40 年度）においても、まちづくりの基本理念や将来都市像を定める中で、持続可能な都市経営とともに、三者協働によるまちづくりを積極的に進め、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支えあえる「共助社会」の確立を謳っています。このように、今後もさらに具体的かつ積極的に三者協働によるまちづくりを進めることが重要となっていることから、同条例第 13 条第 5 項の規定に基づき第 2 期の協働推進計画である大津市協働のまちづくり推進計画（平成 29 年度～平成 40 年度）を策定します。

本計画は、第 1 期計画の成果と課題を踏まえ、市の取り組みの基本方針と計画期間に成し遂げるべき重要な施策を定めています。

なお、本計画は、同条例第 13 条第 2 項の規定に基づき「大津市協働を進める三者委員会」の意見を聴いて、その意見をもとに策定したものです。

今後は、本計画に基づき、全庁的に協働の取り組みを進めるとともに、実施計画を立て、具体的な施策・事業を積極的に推進していきます。

目 次

第1章 計画の考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 大津市協働推進計画（第1期計画）の成果と課題	4
1. 第1期計画の取組状況	4
2. 第1期計画の成果と協働のまちづくりの課題	6
第3章 計画が目指すもの	17
1. 基本理念・協働の原則	17
2. 協働を推進する各主体の役割・責務	18
3. 計画における協働の領域（計画によって協働を推進し広げたい協働の領域）	19
4. 本計画による協働推進の考え方（協働をどのように広げていくか）	20
第4章 推進方針と施策	21
基本方針1 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進	25
基本方針2 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進	29
基本方針3 公共の担い手・協働の主体の充実（担い手や主体を豊かにする）	32
推進体制 三者協働を豊かにするための市政における推進体制の充実	39
第5章 計画の進め方・実施体制	43
1. 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部との連携	43
2. 各所属における協働推進の状況・取り組みの評価	43
3. 毎年度の計画進捗状況の評価	43
4. 次年度の実施計画の検討	44
資 料	49
（1）大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例	43
（2）これまでの取り組み経過（平成24年度～28年度）	54
（3）計画策定の経過	57
（4）大津市協働を進める三者委員会	60
（5）大津市職員協働推進本部	63

本計画で取り扱う協働推進に関連する重要キーワード

用語	解説
三者	市民・市民団体、事業者及び市（首長・行政及び意思決定を担う議決機関である議会）。
市民	本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者。
市民団体	地域自治組織（自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体、その他の団体。
事業者	本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人。
協働によるまちづくり	市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むこと。
協働提案制度	「子育てを応援する支え合い」「災害時の助け合い」「自然環境の保護」のような、私たちの暮らしやまちにある問題や課題について、その解決策を市に提案し、それぞれの得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合って、ともにまちづくりを行うための制度。「テーマ型提案事業」と「パワーアップ・市民活動応援事業」の2つの部門がある。
市民活動センター	市民公益活動に関する人や情報が活発に行き交い、利用団体同士の連携や交流が促進される協働の拠点施設となることを目的とした施設（平成18年に開設）。
「結の湖都」協働のまちづくり推進条例	人と人とのつながりや助け合いに基づく「協働によるまちづくり」を推進するうえで必要となる「理念」と「しくみ」を明らかにし、「愛着と誇りを持って住み続けたい大津」を築いていくために制定したもの（平成23年4月1日施行）。

協働のハンドブック・ガイドブック・ガイドラインについて

本計画に登場するハンドブック・ガイドブック・ガイドラインの内容は以下の通りです。

名称	内容
協働のまちづくり ハンドブック	「市民・市民団体」「事業者」「市」の三者が協力して、これからの協働のまちづくりに取り組んでいくために、その考え方や方法を市民向けに分かりやすく紹介したもの。 平成24年3月作成。
協働ガイドブック	既にまちづくりに取り組んでいる市民・市民団体及び事業者が、自身が行うまちづくりが協働に当てはまるかどうかを確認・検証するためのもの。
協働ガイドライン	市職員が市民・市民団体及び事業者との協働について理解を進め、実際に協働に取り組むための考え方や方法を紹介するもの。
積算ガイドライン	協働事業に係る補助金や委託費について、三者協働の理念から検証するためのもの。
チェックリスト	市職員向けの「協働ガイドライン」のうち、確認項目を箇条書きで整理したもの。

第1章 計画の考え方

1. 計画策定の背景

大津市では、古くから、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けて努力を積み重ねてきました。この歴史的理念を踏まえて制定した「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）に基づき策定した大津市協働推進計画（平成24年度～28年度）（以下、「第1期計画」という。）では、市民・市民団体、事業者及び市の三者で補い合いながら、公共サービスを提供していくための「協働」という現代版の「結」の基盤づくりに取り組んできました。

第1期計画策定から5年を経て、日本社会は超高齢化社会・人口減少社会の時代を迎え、これまで人口増加が続いてきた大津市でも、人口減少の局面を迎え、少子高齢化がさらに進むことが予測されています。

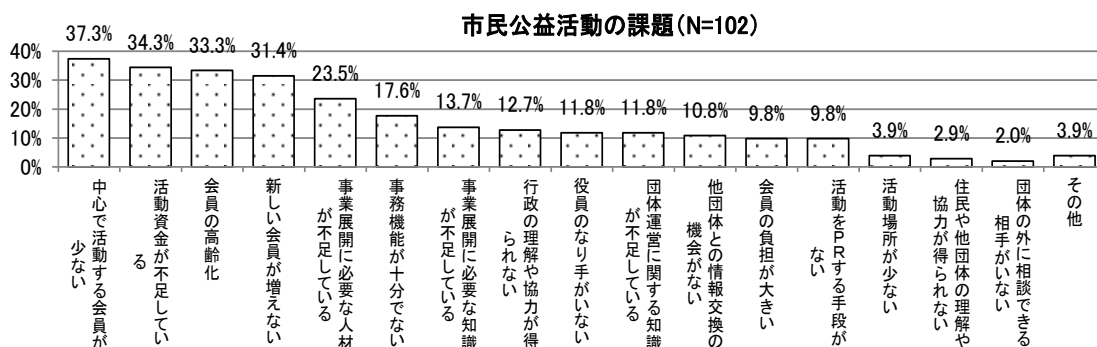
今後、大津市は税収減、社会保障費や既存公共施設の老朽化に伴う維持更新費の増大など、ますます厳しい財政状況となり、選択と集中、効率的な都市経営が求められています。また、すでに地域間では様々な格差が生じてきており、高齢化が著しい地域と子育て世帯が多い地域といった世代構成の差、都市部と中山間地域における公共サービスの差など、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めることが課題となっています。

また、地域のまちづくりの現場では、少子高齢化や定年制度の変化（定年の延長や雇用継続）、若者の経済状況の悪化、生産人口の減少、子育てと介護のダブルケアの問題、単身世帯の増加などから、まちづくりの担い手の高齢化、減少という課題がより大きくなってきています。負担の軽減や、参加しやすい方法・多様な参加の手法の考案など、担い手を豊かにするための世代に合わせた戦略が必要となっています。

その一方で、大津市内では、地域や領域によって活動の質や量に差があるものの、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が多様かつ複雑な課題の解決に取り組んでいます。

これら市民公益活動を担う市民・市民団体及び事業者と市とがさらに力を合わせて「みんなのための」公共サービスを提供し、それらを「みんなで支える」ことができれば、自治の力が高まり、誰もが愛着と誇りをもち、住み続けたい大津の実現につながるはずです。

このように今後、さらに具体的かつ積極的に三者協働によるまちづくりを進めることが重要となっていることから、第1期計画の成果と課題を踏まえた第2期計画を策定します。



出典：大津市市民活動センター「市民公益活動に関するアンケート調査結果」(平成28年10月)

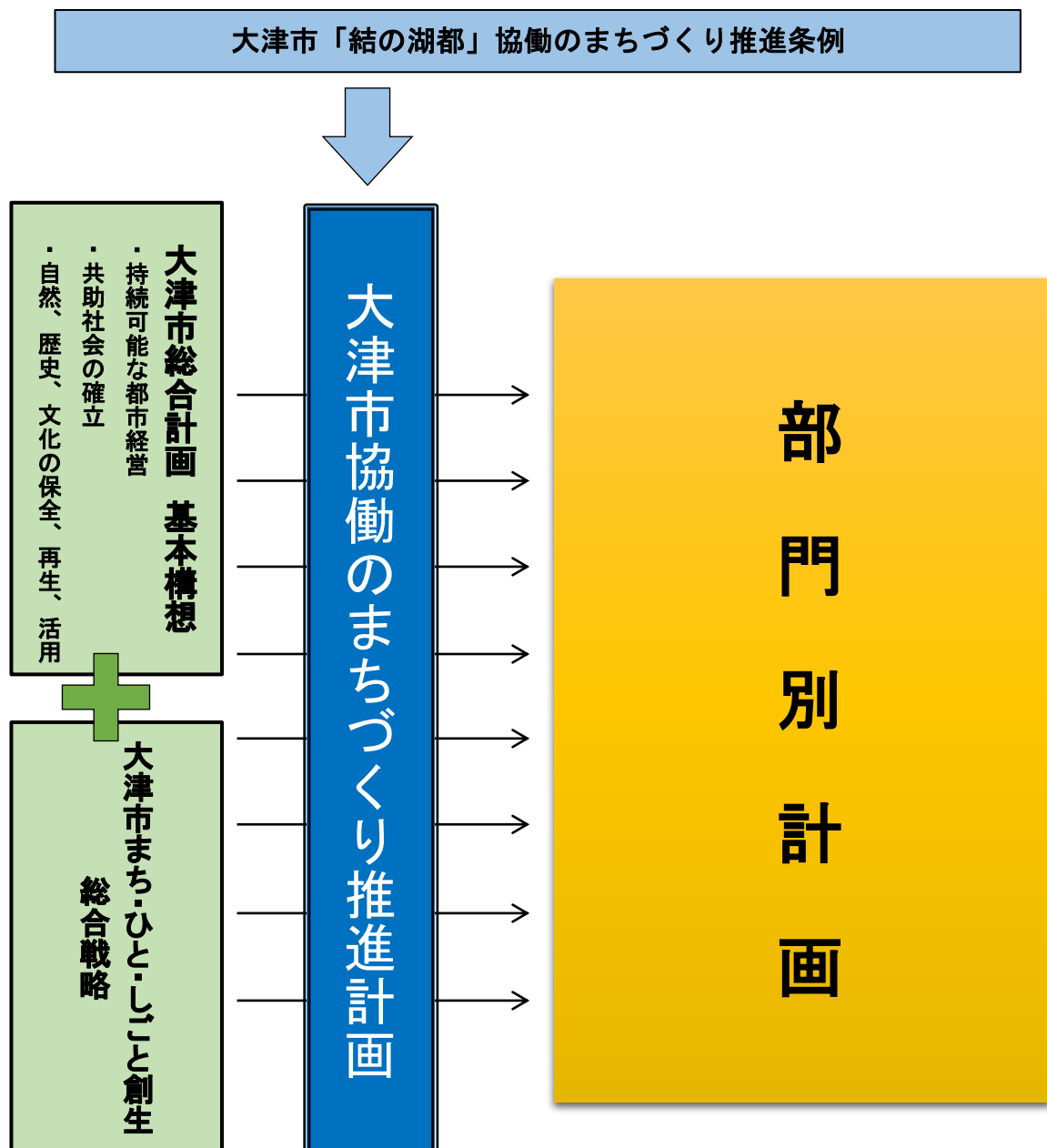
2. 計画の位置づけ

本計画は、条例第 13 条に基づき第 1 期計画の内容の見直しを行い、協働のまちづくりにより「愛着と誇りをもって、住み続けたい大津」を実現できるよう、市の取り組みの基本方針と計画期間で成し遂げるべき重要な推進施策を第 2 期の計画として定めています。

なお、本計画に基づき、全庁的に協働の取り組みを進めるとともに、各年度、実施計画を立て、具体的な施策・事業を推進していきます。

大津市総合計画基本構想（平成 29 年度～平成 40 年度）において、まちづくりの基本理念や将来都市像を定める中で、持続可能な都市経営とともに、三者協働によるまちづくりを積極的に進め、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支えあえる「共助社会」の確立を謳っています。

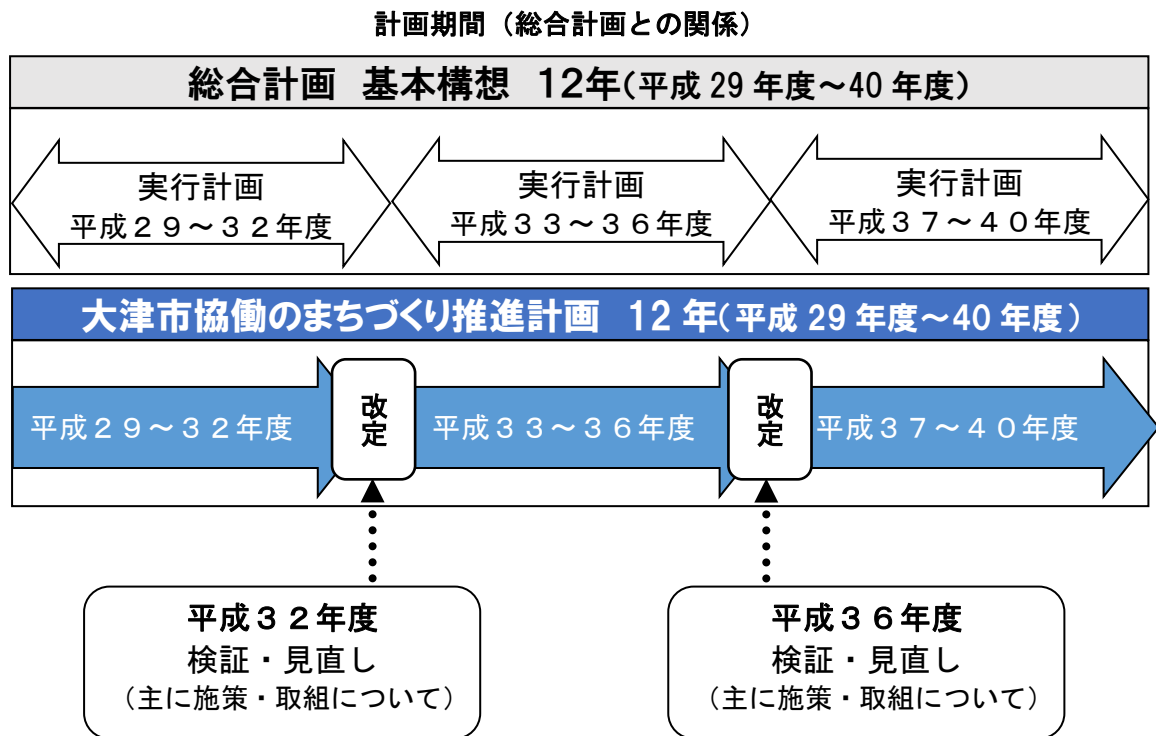
計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、大津市総合計画の計画期間と合わせ、平成 29 年度から平成 40 年度の 12 年間とします。

なお、条例第 13 条第 5 項では、本計画について、5 年を超えない期間ごとに計画の見直しを行うこととしていますが、進捗状況や社会情勢を踏まえたより実行性の高い計画としていくため、4 年ごとに検証を行い、それを踏まえた計画内容の検討と見直し（主に施策・取り組みについて）を行うこととします。



第2章 大津市協働推進計画(第1期計画)の成果と課題

1. 第1期計画の取組状況

第1期計画では5つの基本方針のもと、20の基本施策、40の取り組みを掲げ、協働を推進してきました。

第1期計画の取組状況一覧

基本方針	基本施策	取り組み	実施状況	
			実施済	未実施
基本方針1 協働の意識づくりと担い手の育成	5	13	6	7
基本方針2 協働に関する情報の発信と共有	2	4	2	2
基本方針3 協働のための資金の確保	4	7	4	3
基本方針4 協働を推進する活動の場の創出	4	10	7	3
基本方針5 協働事業の推進	5	7	4	3

※未実施には、検討など何らかの着手したが実施完了に至らなかったものも含む。

第1期計画は計画の実現性を高めるため、協働を推進するための基礎づくりの期間として、制度設計やモデル事業など段階的な推進を図りました。具体的には、「協働の理解を深めるためのハンドブックの作成・活用」、「協働提案制度の創設・運用」、「市民センターや遊休施設の協働拠点としての整備・活用」、「毎年の職員向け研修の実施」や「職員協働推進本部における制度や取り組みの専門的検討」など基礎づくりと協働のモデルとなる事業の推進を図ってきました。これらにより、協働の理解と認識が少しずつ広がり、具体的な協働によるまちづくり活動・事業が増加しました。また、地域の活性化やつながりの強化により、大津市が豊かになるという実感が生まれています。

一方、第1期計画の各施策や取り組みの目標設定や担当部署が具体的に設定されていなかったこともあり、約半数の18の取り組みが未実施の状況です。特に協働コーディネート機能を実現する人材の育成・配置、協働事業や市民・市民団体及び事業者によるまちづくり活動を支える多様な資金確保のしくみづくり（例：三者ファンド（仮称））は重点課題でありながら、実現することができませんでした。

第2期計画である協働のまちづくり推進計画では、「市民・市民団体、事業者及び市職員がさらに協働によるまちづくりの理解を深め、協働に前向きになれる事例や成果、ノウハウを共有すること」、「啓発に留まらず、まちづくりや協働の担い手を豊かにするための具体的な施策や整備を検討し、充実させること」、「計画の実施体制や計画の進め方を具体化し、計画が着実に進んでいるかを継続的に評価・検証するしくみをつくること」、そして「協働の視点による事業の見直しのしくみや人事政策など、市における協働をさらに進めるための制度・体制づくり」が重点課題として残されています。

重点取り組みの成果と課題

●協働提案制度の推進とモデル事業の実施

制度設計から複数年度にわたる実施により、着実に協働のモデルとなる事業が実施され、協働の推進につながりました。一方、協働事業への市の関わり方が担当職員によって異なることや、協働事業の成果や課題について実施主体や第三者が検証できるような指標がないこと、協働事業の終了・継続・展開などのゴールイメージを明確にしたプロセスの設定が不十分であるなど、制度上の課題も見えてきました。

●協働への意識改革と協働ハンドブックの活用

協働提案制度から生まれたモデル事業によって、「結」や「協働」という言葉の認識が少しずつ広がり、協働の効果は予算や人員削減といったことではなく、地域の活性化やつながりの強化など協働により公共サービスの質が向上・多様化し、大津市が豊かになることであるという実感が少しずつ生まれてきています。

一方、協働によるまちづくりの意識向上のツールとして作成された協働ハンドブックは、実際は初めてまちづくりに関わる市民に向けた内容となっており、市民・市民団体及び事業者に対して協働によるまちづくり講座や出前講座などで配布、活用されました。しかし、職員研修など、職員の意識改革に十分に活用することができず、協働の効果についての実感はまだ限られた職員の中だけで止まっています。

●（仮称）協働コーディネーターの育成

協働コーディネート機能に関して、他の自治体へアンケート調査を実施し、検討を進めましたが、協働コーディネーターの具体的な制度設計までは至っておらず、育成することができませんでした。

●活動拠点の整備

市民センター（公民館）においては、サークル活動や地域コミュニティの会議などで日常的に施設が広く活用され、公民館でサークル間の協働も広がりつつあります。また、例えば平野市民センターの建て替えに伴って地域交流フロアが設置されるなど、各種団体が連携・交流しながら活動を広げていく拠点施設として、市民センター機能の検討も行いながら、整備を進めています。一方、公共施設マネジメントの基本方針との整合性を図ること、公共施設の使用・管理については現在の制度やルールだけでは柔軟な対応が難しいことなどが課題となっています。

2. 第1期計画の成果と協働のまちづくりの課題

基本方針1「協働の意識づくりと担い手の育成」の成果と課題

(1) 市職員の意識向上と育成

協働の意識を向上するための職員研修を毎年、実施してきたことで、協働でやるという考えが少しずつ広がり、他の事業やその後の大津市の施策につながるなど、協働が進んだ部署も少しずつ増えてきています。

一方で、計画を具体的に進めていくための研修が行われてこなかったこと、予算等の制約の中で研修を開催できる回数に限りがあり参加者や対象者が限られてしまうことなどから、協働についての理解・認識がなかなか進まず、結果的には調査対象部署の約7割の部署では協働の取り組みが行われていません。また、「協働の可能性がない」、「協働には手間と時間がかかるだけでメリットが感じられない」というように協働への取り組みの可能性や意思がなく、検討を行っていないといった状況もあります（協働に関する調査（庁内調査）：平成26年度実施）。

協働についての理解が進んでいないことから、「協働の可能性がない」といった意見は、協働とは何か、またどのようにして協働の視点により事業を考えれば良いかが分からないといったこと等が原因だと考えられます。そして「協働のメリットが感じられない」といった意見は、協働によって事業費が削減され、質が向上するというだけでなく、「まちづくりの担い手が育つ」「社会資源の創造、発掘（市民や事業者の力を引き出す）」「新たなサービス、システム、価値の構築」につながるといった「将来的な効果」への期待を持てないといったこと等が原因だと考えられます。（出典：「第2期 大津市協働を進める三者委員会 報告書」P.8）

平成26年度の庁内における協働に関する事業又は協働化可能な事業の実態

	協働に該当する事業など		調査票 未提出	調査対象 部署数 (B)	協働の割合 (A)/(B)×100
	あり (A)	なし			
協働に関する事業 (実施済み)	36 部署 (106 事業)	31 部署	101 部署	168 部署	21.4%
協働化可能な事業	20 部署 (23 事業)	72 部署	76 部署	168 部署	11.9%
全体	40 部署 (129 事業)	65 部署	63 部署	168 部署	23.8%

出典：大津市自治協働課「平成26年度大津市協働に関する調査」

(2) 市民・市民団体及び事業者に対する意識向上と育成

ハンドブックを活用した出前講座など、市民・市民団体及び事業者の協働の理解促進・意識向上に取り組んできました。しかし、回数や対象が限られていることから、市民・市民団体、事業者及び市それぞれに協働の理念や考え方、方法などの理解が十分に進んだとは言えず、「協働」という言葉からイメージする実施形態や状況が主体によって曖昧になっています。

また、協働を進めるための適切なプロセスやガイドラインが不明確なことから、どうしたら協働を進

められるのか、何をしたら協働といえるのか、どのようにステップアップしていくのかが分からない状況もあります。

（３）市民団体のスキル向上への支援

自治協働課と市民活動センターが連携して、市民団体の資金調達スキルの向上とともに、そのプロセスを通じて企画力や広報力などの向上も目的としたクラウドファンディングセミナー（計７回）や、市民がまちづくりに関わるきっかけを作り、団体間の連携・協働を促進することを目的とした市民ワークショップ「いいね！大津」（計１４回）などを開催し、市民団体のスキル向上への支援を行いました。その結果、クラウドファンディングを成功させ、支援者を拡大しながら活動を継続している団体や、ワークショップを通して連携を強めたメンバーで団体を結成し、地域課題の解決に向けた活動を始めた取り組みが現れるなど、各自のスキルや力を相互に高め合いながら、まちづくりを行っています。

一方、市民団体の担い手が高齢化してきていること、事務所機能が個人宅にあることが多く、専従スタッフが少なくボランティア中心であったりすることなどの体制面での脆弱さ、資金調達など運営面での力量などに課題を抱えている団体も依然として多い状況です。

（４）事業者の社会貢献活動の促進と専門家ネットワークの活用

市民活動センターにおいて、知識や経験、スキルをもった市民の登録制度「かもかも登録¹」を運用し、それらを必要とする団体や市民とのマッチングを実施してきました（登録数 31 人※平成 29 年 3 月 1 日時点）。また、保健所衛生課においてリスクコミュニケーター²の育成をめざした講座を行いました。

（５）（仮称）協働コーディネーターの育成

（仮称）協働コーディネーター制度の創設にむけた他自治体へのアンケート調査や、コーディネート機能の検討を行ってきましたが、具体的な制度設計にはいたらず、育成を行うことはできませんでした。引き続きコーディネートができる人材の育成が急務となっています。

¹ 「かもかも登録」とは・・・市民人材の発掘・活用のための人材登録バンク。

² 「リスクコミュニケーター」とは・・・食のリスクについて正しい知識と認識を持ち、他の市民に対して自分の言葉でリスクコントロールについての情報発信とコミュニケーションを行うことができる人。

基本方針 2 「協働に関する情報の発信と共有」の成果と課題

各部署において、多様な媒体を使った市政情報や協働提案制度によって実施される事業などの情報発信には取り組んできました。しかし、協働に関して必要な情報や発信などのあり方については検討が行われなかったこともあり、協働の推進に必要な情報発信・共有は十分ではありませんでした。特に、情報を必要とする人、届けるべき人に効果的に伝える方法の検討が必要となっています。

協働提案制度の事例検証では、協働事業やその後の市民及び事業者によるまちづくり活動の信頼性の高い広報ツールの提供、充実が今後の課題として挙げられています。また、協働の理解や推進につなげていくためには、事例を共有し、水平展開することが有効と考えられます。

基本方針 3 「協働のための資金の確保」の成果と課題

(1) 補助金などの資金の基準の明確化と審査の厳格化

市では平成 24 年 12 月に大津市補助制度適正化方針を策定し、地域団体・経済団体・事業者・市民・行政が連携する委員会（協議会）については交付基準を定めるなど順次補助金の基準の明確化、適正化を図ってきました。

協働における課題としては、市からの補助金などの資金提供を前提として事業を進めてしまうことによって、市民・市民団体及び事業者の資金調達スキルやマネジメント能力の向上が阻害されています。そのため、補助金以外の多様な資金確保の手段の検討や協働事業のゴールイメージを明確にした計画やプロセスに基づく実施が必要となっています。また、市から市民・市民団体及び事業者への補助金や委託料については適切な予算やコストの積算が曖昧なため、市民団体や事業者の経営に支障が出るだけでなく、協働事業の継続・発展にも影響が及んでいることなどが指摘されています。

(2) 既存事業の見直しによる協働資金の確保とその予算化

各部署において、既存事業を見直し、協働事業の予算を確保する取り組みを進めてきました。保健所衛生課では食品衛生啓発事業の一部について協働提案型制度（指定テーマ型提案事業）によって協働事業化するなど、市の既存事業を協働により進めるための見直し、予算化が少しずつ進んでいます。一方、「協働できるものは協働で」という積極的な意識醸成や予算のしくみの見直しなど、協働をさらに推進する制度の検討が課題となっています。

(3) (仮称) 三者ファンドの創設

(仮称) 三者ファンドの必要性について、市民・市民団体、事業者及び市の三者の意識醸成をはかることができず、制度の検討に至ることができませんでした。引き続き多様な資金確保の手段が課題となっています。

(4) 寄付支援の強化

寄付拡大のための様々な支援を検討、実施することとしていましたが、市に十分な知識や経験がなく、クラウドファンディング講座を実施するにとどまりました。市民・市民団体及び事業者によるまちづくり活動や協働事業を豊かにしていくためには、寄付など多様な資金を確保していくために必要なしくみの構築が引き続き課題となっています。

基本方針４「協働を推進する活動の場の創出」の成果と課題

（１）市民活動センターの充実

「市民活動フェスタ」、さざなみ演劇祭、おおつ市民活動学校などによる団体間交流の促進や、クラウドファンディングセミナーなどのスキルアップ講習会、また、市民活動センターに備えている設備を活用した団体の活動場所や交流の機会の提供などを通して機能の充実を図ってきました。しかしながら、市民活動センターと事業者や行政の各部署との連携が弱く、協働の拠点施設としての機能が十分でないこと、支援強化が行えたかどうかの具体的な効果検証が行えていないことなどが課題となっています。

（２）協働事業に関連する施設の活用、及び（３）協働によるまちづくりを推進するための地域の拠点づくり

長等創作展示館など、協働事業に積極的に公共施設の提供、活用を進めてきました。また、旧比えい平保育園舎のように遊休施設を協働のまちづくりの拠点や住民の交流の場として整備して活用したり、平野市民センターの建て替えに伴って新たに地域交流フロアを設置するなど、新たな拠点づくりも進めています。なお、市民センターについては「市民センター機能等の在り方検討」において地域の拠点としての活用をさらに進めることも検討しています。

一方で、人材の派遣や協働コーディネーター（仮称）の配置については制度設計を行うことができませんでした。

（４）事業者の持つ資源の活用への働きかけ

市民活動センターでの市民活動フェスタへの事業者の参加による交流、食品衛生啓発事業での市職員と関係事業者団体との協働事業など、いくつかの取り組みが進められました。しかし、事業者の持つ資源の活用への効果的、計画的な働きかけは実施できませんでした。

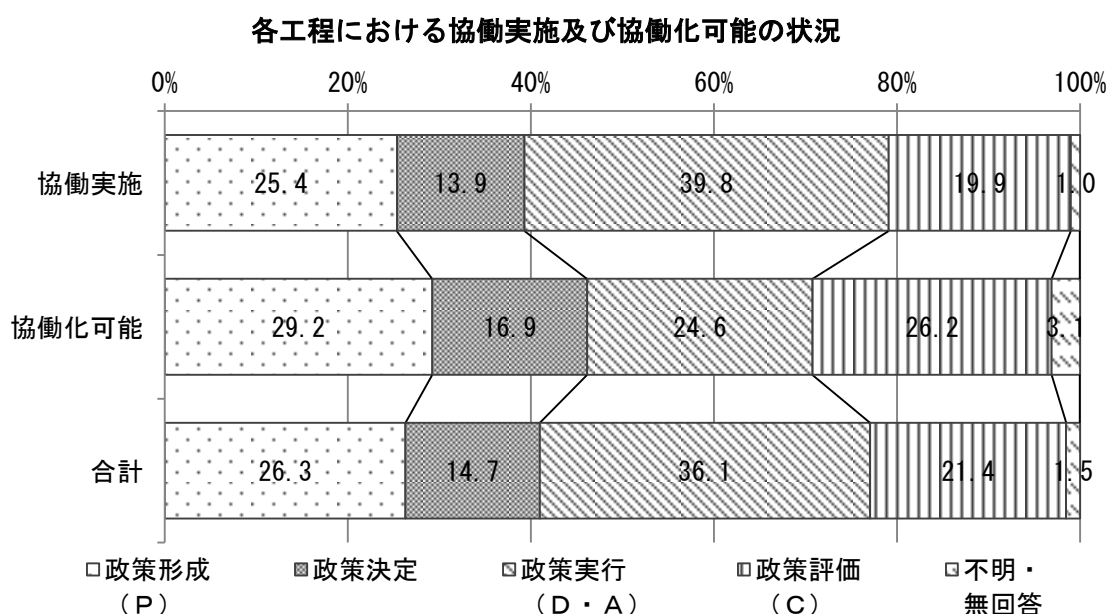
基本方針5「協働事業の推進」の成果と課題

(1) 事業の見直し

市の事業を協働で進めるため、事務事業評価³などの既存の評価制度に協働の視点を含めることで事業の見直しを進めることを検討してきましたが、未だ具体的なガイドラインやしくみの構築には至っていません。また、協働の視点での職員の人事政策のあり方や制度も課題となっています。

(2) 企画立案、採択、実施、評価・改善の一貫したプロセスの構築

市の事業に係る協働について課題の洗い出しを行うため、平成26年度から庁内における協働の調査を開始しています。当調査によると、事業実施段階での協働は多く見られますが、政策形成（企画立案）や評価・改善の段階では協働があまり行われていないことが見えてきました。



出典：大津市自治協働課「平成26年度大津市協働に関する調査」

また、市ではまちづくりの進捗状況を評価する方法として「大津市のまちづくりに関する市民意識調査」を毎年実施し、改善に役立てています。さらに、計画の策定プロセスなどにおいて市民・市民団体及び事業者と市が意見交換し、政策形成などにつなげる取り組みを実施してきました。

協働提案制度を通じて、モデルとなる協働事業が広がりつつありますが、協働による効果や課題を市担当課と協働の相手方が検証したり、共有したりするなど、次へつなげるしくみづくりが弱いという課題が見えてきています。

³ 事務事業評価とは・・・行政評価の1つ。施策の目的を達成するための具体的な手段となる「事務事業」について効果的で効率的に実施できたか、施策の目的達成にどれだけ貢献できたかなどの評価を毎年行っている。

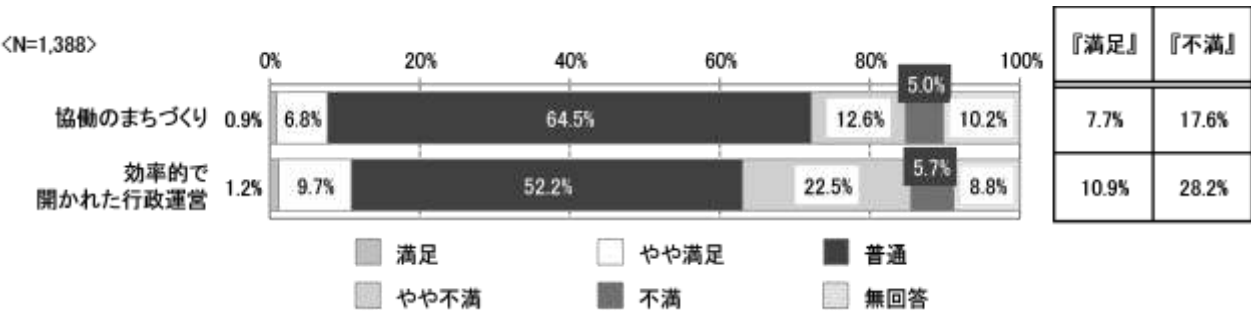
市民意識調査結果からも、協働のまちづくりへの市民の関心や意識が高いとは言えず、協働の意識づくりやモデルとなる協働事業の積み重ねと発信が今後も不可欠だと考えられます。

大津市のまちづくりに関する市民意識調査(平成 27 年度)

①【協働のまちづくり】についての施策満足度

- 【協働のまちづくり】についての施策の満足度は、「普通」が最も多く 64.5%を占める。
- 『不満』及び『やや不満』は 17.6%となっており、『満足』(7.7%)を上回っている。

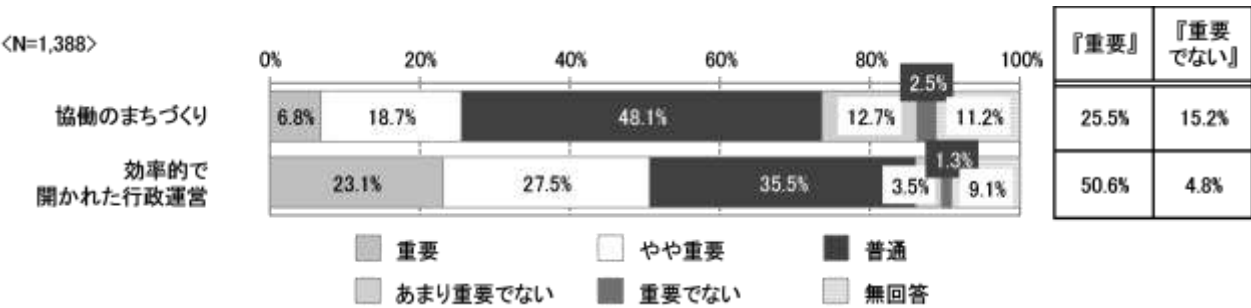
部門1【まちづくりの姿勢】についての施策評価



②【協働のまちづくり】についての施策重要度

- 【協働のまちづくり】についての施策の重要度は、「普通」が最も多く 48.1%を占める。
- 『重要』は 25.5%となっており、『重要でない』(15.2%)を上回っている。

部門1【まちづくりの姿勢】に関する施策の重要度



出典：大津市「大津市のまちづくりに関する市民意識調査」(平成 27 年度)

(配布数：市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 件

有効回収数：1,388 件、有効回収率 46.3%)

（３）地域における協働事業の推進と連携

協働提案制度テーマ型提案事業の活用により「子どものまち大津⁴」のように、同様の課題意識を持つ市民団体間の連携を促進することができました。また、協働提案制度テーマ型提案事業がきっかけとなり「女性の起業を応援する会と西武百貨店大津店によるマンスリーフェスタ in 西武大津店」など市民団体と事業者が連携する事業も生まれました。このように協働の主体間で信頼と相互理解が深まり、連携が広がり、新しい協働事業がスタートするといった成果も生まれてきています。

一方、協働の拠点における日常的な連携の促進については（仮称）協働コーディネーターなど、協働を推進する人材、体制づくりが進まなかったことにより、取り組むことができませんでした。

（４）協働提案制度の創設

市では平成 25 年度に協働提案制度（テーマ型提案事業（指定テーマ型提案事業、自由テーマ型提案事業）、パワーアップ・市民活動応援事業）を創設し、随時、制度の改善を行いながら、協働提案制度テーマ型提案事業によってこれまでに協働のモデル事業として延べ 27 の事業を推進してきました。

各事業による地域活性化、まちの課題解決に対する成果はもちろんのこと、この制度によって市と提案団体との協働事業だけでなく、主体同士の新たな事業や市の新たな施策などにつながりつつあります。市職員の中には、地域活性化やつながりの強化など協働により大津市が豊かになるという実感が少しずつ生まれるなど、市民・市民団体、事業者及び市職員に協働の理解が広がり始めていることは大きな成果です。

一方で、協働の主体同士で問題意識や目的共有が十分に行えず、協働がうまく進まなかったこと、結果的に市主体の事業となってしまうこと、成果や課題を検証することができていません。また、発展的に事業が継承されなかったこと、協働事業の終了・継続・展開などのゴールイメージを明確にした計画やプロセスが不十分であることなどが課題として指摘されています。

今後はこの制度によって成果をあげた事例の共有とともに、明らかになった課題などを踏まえ、協働提案制度の見直し、拡充を行っていくことが必要です。

テーマ型提案事業のテーマ別申請・採択状況

件数	自由テーマ			指定テーマ			合計		
	申請【件】	採択【件】	採択率(%)	申請【件】	採択【件】	採択率(%)	申請【件】	採択【件】	採択率(%)
平成25年度	10	3	30.0	2	0	0.0	12	3	25.0
平成26年度	6	4	66.7	2	1	50.0	8	5	62.5
平成27年度	6	4	66.7	5	2	40.0	11	6	54.5
平成28年度	6	4	66.7	1	1	100.0	7	5	71.4
平成29年度	11	6	54.5	4	2	50.0	15	8	53.3
累計	39	21	53.8	14	6	42.9	53	27	50.9

出典：大津市自治協働課「第2期大津市協働推進計画策定にむけた市民団体・事業者調査」（平成 28 年度）

⁴ 「子どものまち大津」とは・・・子どもたちだけで市役所をはじめ、お店や会社などを運営する「ごっこ遊び」の集合体として“まち”を運営し、協働作業や協議による課題解決を通して、社会へ参加することを学ぶプログラム。

協働提案制度テーマ型提案事業の主な事例

事業名	概要	写真
子どものまち大津	○仕事、商店体験など様々な社会のしくみを子どもたちに疑似体験してもらう「子どものまち大津」を実施。 ○体験活動の中での子ども同士の学びのほか、世代間交流、食の大切さ、自然体験などのテーマを活動内容に盛り込み、子どもたちに考えるきっかけを与え、健やかな成長の一助とする事業。	
女性の起業を応援するセミナー	○起業に興味がある女性や起業を目指す女性、起業して日の浅い女性のための起業・企業に関する基礎知識（税務、ファイナンス、ITなど）を学ぶ全5回のセミナーを実施。 ○「女性の社会進出」や「女性の活躍推進」を図り大津市総合計画第3期実行計画に定める「起業家支援と産学官ネットワークの拡充」や「男女共同参画意識の向上」を推進する。	

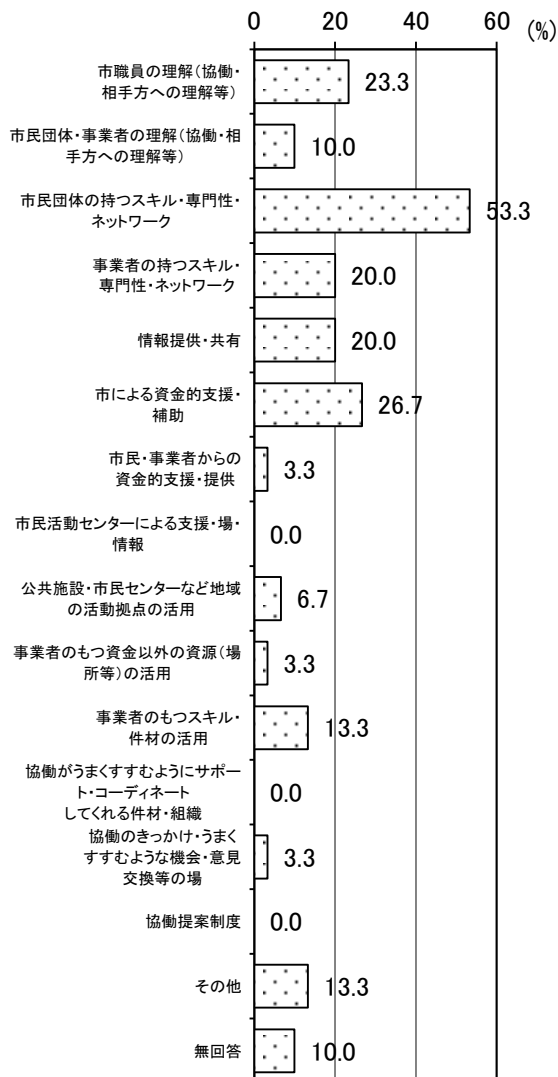
（５）意見交換の場の創設

計画策定において、関係者や、市民・市民団体及び事業者の意見を聞く懇話会を市担当課が開催するなど、市民・市民団体、事業者及び市が意見を交換し、政策形成などにつなげる取り組みも行ってきました。しかし、市全体で取り組まれた状況とはいえず、三者での意見交換を行う場は一部の部署での実施にとどまっています。

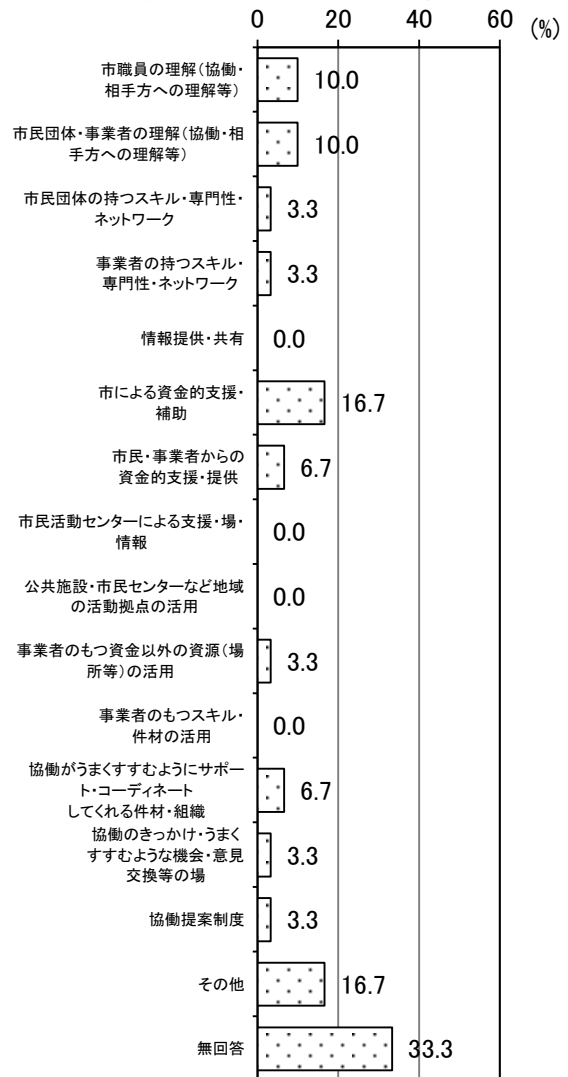
市民団体・事業者協働事例調査から

- ・ 市民団体や事業者の持つスキル・専門性・ネットワーク、協働の主体の相互理解（協働や協働相手への理解など）、市による資金支援・補助が、協働がうまくすすむ、成果につながる要因として挙げられています。
- ・ 協働がうまくすすまない要因としては、協働主体双方の理解不足、資金的支援（市から、または民間や市民からの資金提供）が出されています。

協働の成果・良かったことに繋がった要因・理由



協働する上でうまくいかなかったことの要因・理由



出典：大津市自治協働課「第2期大津市協働推進計画策定にむけた市民団体・事業者調査」（平成28年度）

（配布数：60件）

- ・ 大津市協働提案制度「テーマ別提案事業」を平成25～28年度に利用した（利用している）市民団体・事業者・関係各課 計51件
- ・ 市民団体と事業者が協働している事例 計9件

有効回収数：32件、有効回収率：53.3%

「計画の推進体制」における成果と課題

(1) 大津市職員協働推進本部

「大津市職員協働推進本部設置規則」に基づき、「職員協働推進本部」及び「ワーキングチーム」において、以下の取り組みを進めてきました。

【職員協働推進本部】（全 19 回）

協働提案制度自由テーマ型提案事業の事業費の予算化・運用方法の検討、協働提案制度で協働事業の提案を募集する各部局の指定テーマの調整及び各提案事業に関する担当課の調整、協働状況などの調査のとりまとめを行ってきました。

【ワーキングチーム】

● 平成23年度～24年度

職員協働推進本部内において、ワーキングチームを設置し、「協働提案制度」検討チーム（全 38 回）と「まちづくり協議会」検討チーム（全 33 回）に分かれ、それぞれ専門的に具体的なしくみづくりに取り組んできました。

「協働提案制度」検討チームでは、制度の具体的な設計に加え、提案事業の評価方法について検討し、中間・完了時の事業実施主体の自己評価の場の設定、報告会における協働提案事業審査委員による第三者評価の手法を検討、具体化しました。

「まちづくり協議会」検討チームでは、住民意識アンケート及び他都市状況の把握に基づき、地域における新たな枠組みの検証、地域と行政との人や交付金によるつながりだけではなく、心のつながりを育むしくみを制度化した「まちづくり協議会（仮称）」が、まちづくりのパートナーとして必要であるという提案をとりまとめました。

● 平成27年度下半期～2年間

職員協働推進本部内において、新たにワーキングチームを設置し、「協働推進」検討チーム（全 17 回）と「新しい地域自治組織」検討チーム（全 20 回）に分かれ、それぞれ専門的に具体的な施策やしくみの検討に取り組んできました。

「協働推進」検討チームでは、第2期計画策定にむけて、協働によるまちづくりを推進する具体的な方針や施策を検討し、今後それらを推進していくための制度やしくみについて検討を行っています。

また、「新しい地域自治組織」検討チームでは、先進地の視察及び市内地域のヒアリングを踏まえ、地域自治組織に必要な機能をモデル化した「地域自治システムモデル」や、地域自治組織を支援するために必要な制度の検討を行っています。

（２）大津市協働を進める三者委員会

計画期間を通して、45回の委員会及び有志による自主勉強会を９回開催しました。計画に基づき、協働コーディネート機能の検討、協働の意識醸成にむけた解決策の検討、庁内の協働状況把握と推進手法について検討しました。特に平成27年度からは第２期計画策定にむけた進捗状況評価や具体的施策について、主体的かつ積極的な議論を行ってきました。

一方、委員会での調査・審議内容を市民・市民団体、事業者及び市職員に積極的に分かりやすく発信し、議論の成果を共有することができませんでした。また、「委員会の議論における協働の推進を具現化する」という目的・目標において委員会の審議プロセスが明確ではなかったこと、職員協働推進本部との連携が十分でないことが課題となっています。

（３）協働推進計画の推進

計画に記載されているにもかかわらず、取り組まれなかった施策や事業があります。その原因として、担当する部署や実施体制が不明確であったこと、その施策の具体的な目標・実施計画が設定、共有されていなかったことが挙げられています。また、目標が設定・共有されていなかったことにより、実施された施策について効果が検証できないことも課題となっています。

第3章 計画が目指すもの

第1期計画において目指してきたことを引継ぎ、「人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津」を実現するためのまちの状態として、公共サービスを三者で担う持続可能な大津、つまり「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」となることを目指します。

計画が目指す地域社会の姿

「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」

1. 基本理念・協働の原則

協働によるまちづくりを推進する施策や取り組みは、引き続き条例に定める「協働の5つの原則」によって進めることが大切です。

協働の5つの原則

1 対等の原則

三者は、その自主的な行動のもとに、互いに特性を尊重し認め合い、自由に意見を交換でき、互いが納得して事業を進める関係をいうものです。また、三者がそれぞれの役割と責任を持つものです。

2 相互自立・自主性尊重の原則

三者は、それぞれが自らの課題として自主的・自発的に行動することが大切です。

3 相互理解・相互変革の原則

三者は、それぞれの特性や、活動目的の違いなどをお互いに理解し合い、自分たちの長所を活かし合うとともに、互いに求められる役割を高められるよう共に変わり、共に成長していくことが大切です。

4 情報共有の原則

三者は、それぞれがまちづくりに必要な情報を発信し、情報を共有しながら事業を進めていくことが大切です。

5 目的共有の原則

三者は、お互いが持つ力を十分に発揮するために、達成しようとする目的を明確にして、お互いに共有することが大切です。

2. 協働を推進する各主体の役割・責務

第1期計画で定めた各主体の役割・責務を第2期計画においても引き継ぎ、各主体において協働を推進します。

(1) 市民

- ・ まちづくりの主体として、一人ひとりが他人や地域のことに関心を持つとともに、身の回りのことについて、自分ができることを考え、行動し、その結果として、協働によるまちづくりに積極的に参加・参画します。
- ・ 自分だけでなく、一人でも多くの市民が参加・参画できるように「声かけ」を行うなどにより協働によるまちづくりを進めます。

(2) 市民団体

- ・ 個々の市民団体が、主体の一つとして、協働によるまちづくりの推進に努めます。
- ・ 地域社会の一員として、その活動が広く市民に理解され、市民の参加・参画が得られるように努めます。
- ・ 活動が持続可能なものとなるために、また自主性を保った活動ができるよう、財政的な自立を目指します。

(3) 事業者

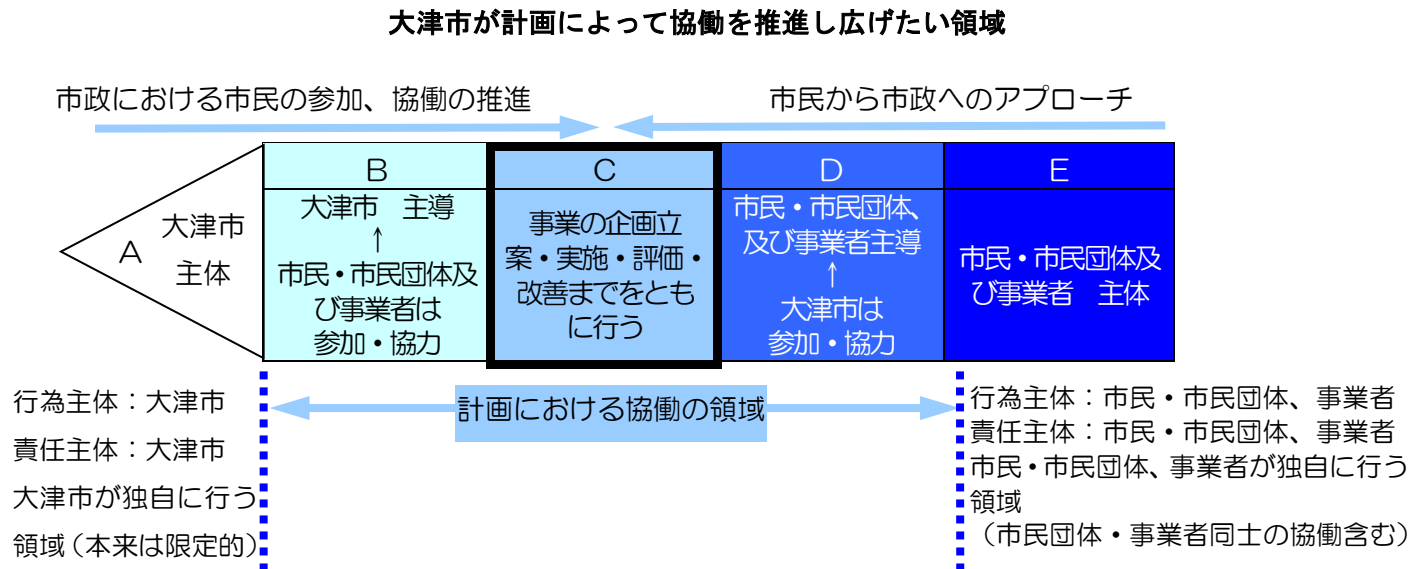
- ・ 事業活動を通じて地域の経済社会の発展に貢献し、事業者も地域社会の一員として、地域経済の発展や雇用の確保などに果たす役割を自覚し、協働によるまちづくりに参加・参画します。
- ・ 積極的な社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技など）の提供などにより、協働によるまちづくりの推進に努めます。

(4) 市

- ・ これまでの公共サービスの多くを担ってきた経緯や税金を取り扱うなどの観点から、その果たすべき役割は大きく、協働によるまちづくりを「市役所全体」のものとして率先して取り組んでいきます。
- ・ 市職員の意識（公共サービスの担い手は行政のみではなく市民・市民団体及び事業者も担い手であるなど）、行政運営（これまで行ってきた仕事のやり方やしくみの見直し・整理など）、行政組織（組織や機構など）に関する改革に努めます。
- ・ 公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めます。
（※環境整備とは、啓発及び研修、情報共有、協働によるまちづくりの推進のための資金、活動場所、協働事業の推進などが考えられます。）
- ・ 協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策（協働施策）を実施します。

3. 計画における協働の領域（計画によって協働を推進し広げたい協働の領域）

「大津市に必要な公共サービスは三者が担う」という考え方を基本としながら、主体が誰なのかによって、次の（A）～（E）の5つの領域に分類されます。協働には、図に示すものの以外に、市と国や県との協働、民間同士の協働もあることを前提としますが、そのうち、市が計画によって広げたい「協働の領域」は市民・市民団体、事業者及び市による（B）～（D）の3つを基本とします。



4. 本計画による協働推進の考え方（協働をどのように広げていくか）

（１）市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進 （Ａ）→（Ｂ）さらには（Ｃ）

（Ａ）の領域は本来、行政権限で行われるものだけに限られます。しかし、市は（Ａ）の領域にあるものでも市民・市民団体及び事業者の参加によってより良くなる、もしくは参加があつてしかるべき事業や事業プロセスの一部について、市民・市民団体及び事業者との協働を推進し、（Ｂ）さらには（Ｃ）の領域へと広げていきます。

（２）市民・市民団体及び事業者からの市政へのアプローチによる協働の推進 （Ｅ）→（Ｄ）さらには（Ｃ）

市民・市民団体及び事業者から市政への参加や、市民・市民団体及び事業者が市と協働することが必要または協働することで相乗効果があると考ええるものについて、市は（Ｅ）の領域の担い手からのアプローチを受け止められる制度や体制を整えます。また、相互に信頼される協働のパートナーとなり、（Ｄ）さらには（Ｃ）の領域を充実させていきます。

（３）公共の担い手・協働の主体の充実 （Ｅ）の充実

三者協働によるまちづくりを進めていくため、市は公共サービスの担い手・協働の主体である市民・市民団体及び事業者が豊かになることを期待し、（Ｅ）の領域での協働や（Ｅ）の領域で展開される公共サービスを豊かにするためのしくみづくりや環境整備など必要な施策を行います。

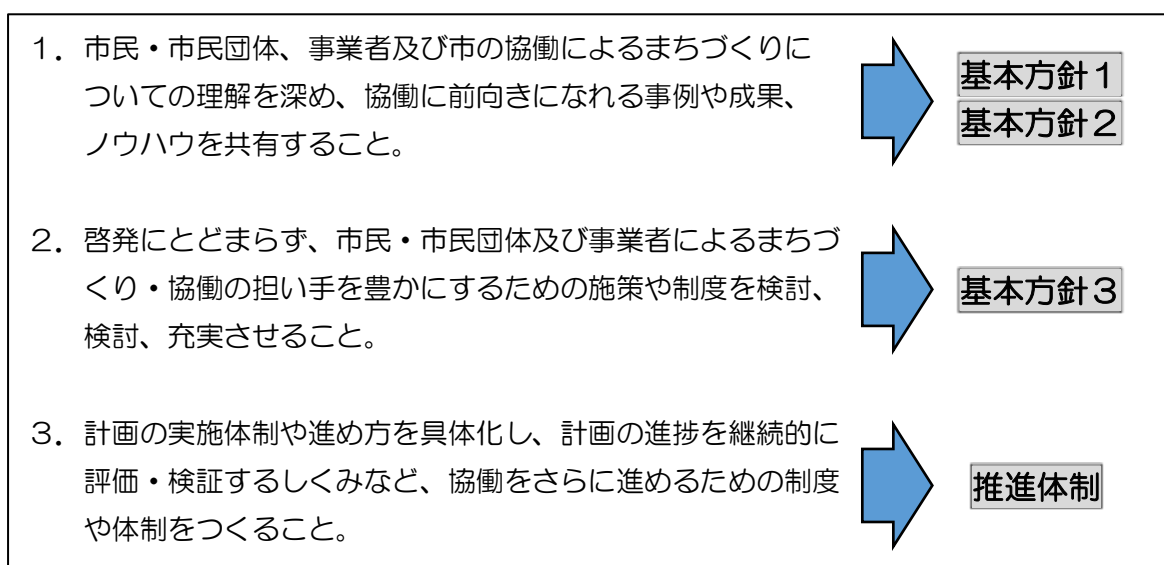
第4章 推進方針と施策

協働推進の考え方（協働をどのように広げていくか）を踏まえた3つの基本方針を、推進体制の充実を図りながら推進していきます。

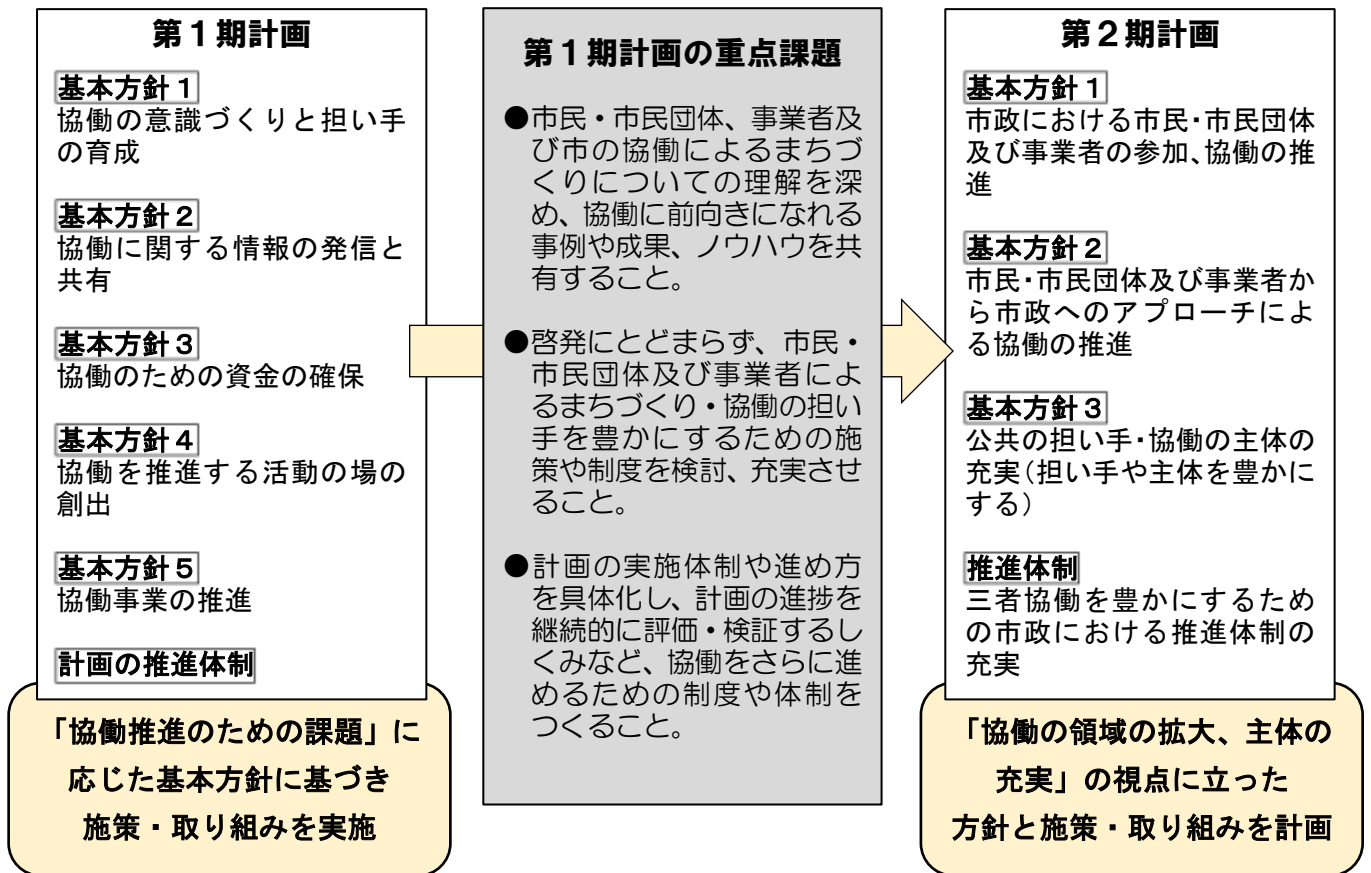
なお、計画期間の前半（概ね4年間）は引き続き協働を進めるために必要な制度やしくみの検討・構築を重点的に進め、計画期間後半（概ね5年目以降）は計画目標に近づく、多様な協働事業が創出されている状況を目指します。

そのために、第1期計画に掲げる取組項目の達成状況等の評価を踏まえた重点課題を第2期計画の重点課題として認識した上で、具体的な取り組みを検討、実施していきます。

第1期計画の評価を踏まえた重点課題



第1期計画と第2期計画の関係



取り組み表の読み方

新規：第2期計画で新たに取り組むことを示しています。

「検討」→「試行」→「実施」という手順で取り組みを進めます。

継続：第1期計画から引き続き取り組むことを示しています。

新たに「検討」や「試行」を行うことはなく、常時改善しながら取り組みを進めます。

拡充：第1期計画での取り組み成果・課題を踏まえ、拡大・充実させ取り組むことを示しています。

充実させるべきことについて「検討」→「試行」→「実施」という手順で取り組みを進めます。

※「検討」「試行」「実施」の各項目について、それぞれへの到達目標年度を示しています。

計画の構成

計画が目指す地域社会の姿
「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」

↓
「人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津」

取り組みについて

(新)新規: 第2期計画で新たにに取り組むことを示しています。
(継)継続: 第1期計画から引き続き取り組むことを示しています。
(拡)拡充: 第1期計画での取り組みの成果・課題を踏まえ、拡大・充実させて取り組むことを示しています。

基本方針	基本施策	取り組み
方針1 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進	1-1 基本施策1 市政情報の公開、地域課題の共有と見える化を進める	1-1-(1) (拡) ●市民協働が進む市政情報や地域課題の公開・共有のしくみの構築 1-1-(2) (拡) ●市政情報や地域課題をより多くの市民に分かりやすく伝える多様な媒体の活用
	1-2 基本施策2 市民・市民団体及び事業者の市政への参画の場や機会を拡充する	1-2-(1) (新) ●市の制度や施策の企画立案、実施、評価、改善(PDCA)における市民参画の制度の検討・拡充 1-2-(2) (新) ●協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供 1-2-(3) (継) ●協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての公共施設の活用の推進
	1-3 基本施策3 市の施策・事業の協働可能性を検討・評価する機会をつくる	1-3-(1) (新) ●協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化 1-3-(2) (新) ●協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの制度化
	1-4 基本施策4 市からの提案による協働事業をつくる	1-4-(1) (拡) ●協働提案制度など市からの課題提案に対する協働事業の継続実施及び見直し 1-4-(2) (新) ●市からの協働の可能性に関する情報の発信 1-4-(3) (新) ●協働のきっかけとなる場や機会の創設
方針2 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進	2-1 基本施策1 市民・市民団体及び事業者による地域課題の分析を進める	2-1-(1) (新) ●市民・市民団体及び事業者による地域課題の調査・分析に対する支援制度の創設
	2-2 基本施策2 市民・市民団体及び事業者による地域課題やその解決に向けた取り組みの情報発信を進める	2-2-(1) (新) ●地域課題とその解決に向けた取り組みの発信・共有ができる統一された媒体の構築
	2-3 基本施策3 市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業をつくる	2-3-(1) (拡) ●協働提案制度など市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の継続実施及び見直し 2-3-(2) (新) ●協働事業の実施に必要な多様な資金を見つけ、募るしくみづくり 2-3-(3) (新) ●協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実 2-3-(4) (新) ●協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供(再掲)

基本方針	基本施策	取り組み
方針3 公共の担い手・協働の主体の充実 (担い手や主体を豊かにする)	3-1 基本施策1 協働の担い手となる市民団体及び事業者が育まれるしくみをつくる	3-1-(1) (継) ●協働によるまちづくりの担い手となる人材やリーダーが育つ環境づくり・人材発掘 3-1-(2) (拡) ●協働提案制度など市民団体及び事業者による市民公益活動の支援の継続実施及び見直し 3-1-(3) (拡) ●既存のしくみなども活用した市民団体及び事業者による市民公益活動への多様な資金確保のしくみづくり 3-1-(4) (継) ●市民団体の資金確保のための支援 3-1-(5) (新) ●市民団体及び事業者のまちづくり活動への多様な主体の参加の支援 3-1-(6) (新) ●市民団体及び事業者の情報公開・信頼性向上のためのしくみづくり
	3-2 基本施策2 協働の理解を広げ、普及を図る	3-2-(1) (継) ●協働のまちづくり推進計画の周知 3-2-(2) (拡) ●協働のまちづくりハンドブックの改訂・活用 3-2-(3) (新) ●協働ガイドブックの作成・活用 3-2-(4) (新) ●協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設
	3-3 基本施策3 市民活動センターの機能を強化し、三者との連携を進める	3-3-(1) (拡) ●市民団体及び事業者の有する社会資源の把握・活用の促進(コーディネーション力の強化) 3-3-(2) (拡) ●市民団体及び事業者それぞれ及び相互の交流と連携の強化(コーディネーション力の強化) 3-3-(3) (継) ●市民団体の活動や組織への支援の充実 3-3-(4) (拡) ●専門的かつ多様な相談窓口機能の強化(コーディネーション力の強化) 3-3-(5) (継) ●協働に関する情報の収集・発信の強化 3-3-(6) (拡) ●市民活動センターの外部評価の活用
	3-4 基本施策4 地域自治・住民自治を豊かにする	3-4-(1) (新) ●地域の状況に応じた魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進 3-4-(2) (新) ●地域コミュニティの自治活動への多様な世代の参加の支援 3-4-(3) (新) ●学区単位による社会の変化と状況に応じた地域自治のしくみづくり
	3-5 基本施策5 協働のノウハウの共有を進める	3-5-(1) (新) ●協働の理解を深め、協働を実践していくためのノウハウや情報の共有 3-5-(2) (拡) ●協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施
	3-6 基本施策6 協働の触媒となる機能・人材・場の整備を進め、充実を図る	3-6-(1) (拡) ●協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の発掘と育成 3-6-(2) (拡) ●協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の配置 3-6-(3) (新) ●協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実(再掲) 3-6-(4) (継) ●協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての公共施設の活用の推進(再掲)
推進体制 三者協働を豊かにするための 市政における推進体制の充実	推-1 1 職員の協働意識の醸成を進める	推-1-(1) (継) ●協働のまちづくり推進計画の周知(再掲) 推-1-(2) (新) ●協働ガイドラインの活用 推-1-(3) (新) ●協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設(再掲)
	推-2 2 協働を推進するためのプロセスやノウハウ(進め方や方法)の共有を進める	推-2-(1) (新) ●協働を実践するためのガイドラインやチェックリストなどの策定・活用 推-2-(2) (新) ●協働事業費の積算ガイドラインやルールづくり 推-2-(3) (拡) ●協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施(再掲)
	推-3 3 協働を推進するための制度を充実させる	推-3-(1) (新) ●協働のまちづくりの視点による人事政策の実施 推-3-(2) (新) ●協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化(再掲) 推-3-(3) (新) ●予算連動による協働推進のしくみの検討・モデル事業の実施 推-3-(4) (拡) ●職員協働推進本部などの協働推進体制の強化 推-3-(5) (拡) ●協働しやすくするための規制緩和・手続きの簡素化・明確化
	推-4 4 協働を推進するための進捗管理・評価体制を確立させ、運用する	推-4-(1) (拡) ●各所属における協働のまちづくり推進計画の取り組みに対する進捗管理及び評価の実施 推-4-(2) (新) ●協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携した定期的な協働のまちづくり推進計画の進捗評価と課題の検証・改善の実施

基本方針 1 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進

これまで主として市が担ってきた公共サービスにおいても、市から積極的に情報を提供し、協働によって実現する環境を整えます。それにより、市民・市民団体及び事業者とともに協働で行うべきことは協働で行うとともに、市民・市民団体及び事業者において担う公益的活動の充実を図ります。

基本施策 1 市政情報の公開、地域課題の共有と見える化を進める

主として市が担ってきた公共サービスを協働で行うためには、まず市政情報を積極的に公開し、市民と共有すること、そして地域の課題を三者で共有できるように「見える化」を進める必要があります。

そのために、情報の内容については読みたくなるような広報紙を作る等の工夫に取り組みます。情報の発信方法については定期的な情報発信に努めるだけでなく、これまで情報が十分に届かなかった若い世代等向けに SNS⁵やアプリ⁶等の多様な発信媒体を活用する等、情報を届けたい相手や地域にあわせた情報の編修・発信を行います。これらにより、これまで以上にわかりやすく、より多くの市民に関心をもってもらえるような市政情報の公開を進めます。さらに、市が認識している地域の課題やその背景、対応や取り組み状況等の情報をより積極的に可視化する取り組みを進め、市民なら誰でもそれらの情報を得ることができる状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 (1) 市民協働が進む市政情報や地域課題の公開・共有のしくみの構築	● ～H30	● ～H32	● H33～
拡充 (2) 市政情報や地域課題をより多くの市民に分かりやすく伝える多様な媒体の活用		● ～H30	● H31～

⁵ 「SNS」とは・・・Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。ウェブサイトやインターネットサービスを通じて、人と人とのつながりを促進・支援するサービスのこと。代表的なものに、Facebook や Twitter、Instagram などがある。

⁶ 「アプリ」とは・・・ここでいう「アプリ」とは主にスマートフォンで利用できる様々な便利な機能を提供する各種ソフトウェアのことを言う。

基本施策２ 市民・市民団体及び事業者の市政への参画の場や機会を拡充する

市が担う公共サービスの領域での協働を広げるためには、市の制度・施策の企画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のあらゆる段階(PDCAの各プロセス)において、市民が参画できる場や機会をさらに拡充することが必要です。また、市が担う領域について行政、市民・市民団体及び事業者による合意形成のもとに進めることが求められます。

パブリックコメントの適切なタイミングや期間での実施、対話型パブリックコメントを目指して本計画策定時に実施した「ＬＩＶＥパブリックコメントミーティング」のような市民ワークショップや意見交換の機会の充実、市政への参加に関する窓口の設置等とともに、女性や若者など多様な市民が誰でも参加できる施策に取り組み、市民の市政への関心、参画を広げていきます。

また、協働によるまちづくりを広げ、新たな社会的価値を生み出すためには、政策形成（企画立案）段階、評価段階での協働の場（目的・課題・プロセス共有や相互理解、共感の場）が重要です。大津市での政策形成（企画立案）段階での協働があまり進んでいない現状を踏まえ、三者で意見を交換する場などのしくみを検討し、政策形成（企画立案）から評価、改善に至るPDCAのあらゆるプロセスにおいて市民が参画できる状況を目指します。そして、そのために必要な規制緩和、広報の支援、公共施設の提供などの環境整備も進めます。

取り組み	検討	試行	実施
新規 （１）市の制度や施策の企画立案、実施、評価、改善（PDCA）における市民参画の制度の検討・拡充	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （２）協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供	● ～H30	● ～H32	● H33～
継続 （３）公共施設の協働のまちづくりを推進する拠点（窓口）としての活用の推進			● H29～

基本施策３ 市の施策・事業の協働可能性を検討・評価する機会をつくる

「協働できるものは協働で」を基本とし、市が担ってきた公共サービスについて、協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携して、協働の可能性を検証できるしくみの検討・制度化（例：協働化テスト⁷）を進めます。その上で、各部局において市が主体的に担うもの、市民・市民団体及び事業者と協働すべき・協働できるもの、また協働することのメリットや価値を明らかにし、庁内、市民・市民団体及び事業者が合意し、共有できる状況を目指します。また、協働の視点で事業評価ができる手法を確立することで、協働することによる効果を明らかにし、協働主体の意欲の向上を図ります。

取り組み	検討	試行	実施
新規 （１）協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （２）協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの制度化	● ～H30	● ～H32	● H33～

⁷ 「協働化テスト」とは・・・佐賀県庁で行われた、県の全業務（一部除く）を定期的に見直してその結果を公表し、民間企業、市民団体などから公共サービスのよりよい担い手のあり方について提案を募集、対話を重ね、担い手の多様化に取り組んだ一連のプログラムのこと。

基本施策 4 市からの提案による協働事業をつくる

市の施策や事業について協働の可能性を検討することによって、協働で取り組むべき地域課題について、市民・市民団体及び事業者にしっかり受け止められるよう丁寧に伝え、協働事業へと発展していくようにすることが重要です。

より多くの部署から課題が提案され、協働により課題解決のための事業が実施される形態が主流になるように、協働提案制度テーマ型提案事業（指定テーマ型）の見直しや充実による継続した実施を図ります。また、市のホームページに特設ページを設けるなど協働の可能性のある事業やその背景となっている課題等について積極的に市から情報を発信します。

また、共感や参加、協働によるまちづくりを広げ、協働による相乗効果を高め、新しい社会的価値を生み出すには、市民・市民団体、事業者及び市職員が気軽に、自由に対話する機会を様々な場面で作っていくことが必要です。加えて、具体的な課題設定のもと、課題認識や目的、価値観を共有し、協働の主体それぞれへの期待やお互いの役割の理解につなげ、市職員が協働に前向きになる話し合いや議論の機会を取り組みの当初からつくることが重要です。そのために各部署の事業における話し合いや議論の機会づくりや、そういった場や機会につながるしくみ（例：滋賀県協働プラットフォーム⁸など）づくりをすることで、これまで以上により多くの取り組みにおいて協働が進んでいる状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 （１）協働提案制度など市からの課題提案に対する協働事業の継続実施及び見直し	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （２）市からの協働の可能性に関する情報の発信	● ～H30		● H31～
新規 （３）協働のきっかけとなる場や機会の創設	● ～H30	● ～H32	● H33～

⁸ 「滋賀県協働プラットフォーム」とは・・・滋賀県協働推進ガイドラインに基づいた取り組みの１つとして、「多様な主体の参加を図る政策協議の場」として設置し、対話や協議を行うテーマは、県各部署に加え、県民、NPO、企業などからも広く対話・協議のテーマを募集し、コーディネーターがその場の運営を支援することで、協働事業の実施などに結びつける制度。

基本方針 2 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進

市民・市民団体及び事業者が市と協働で行う必要がある、もしくは市と協働で行うことでより充実すると考える公共サービスや課題解決に向けた提案について、市が積極的に受け止められる環境や体制を整えることで、市民と市が相互に信頼し合う協働のパートナーになることを目指し、「住み続けたい大津」につながる新たな公共サービスの充実を図ります。

基本施策 1 市民・市民団体及び事業者による地域課題の分析を進める

地域の現状・課題を踏まえたうえで目指したい地域の姿や未来図を共に描き、共有することで、協働の必要性の認識につながります。このようなことから協働事業へと発展し、市の他の事業との相乗効果も生まれると考えられます。

そのために、学区・地域単位において市民団体・事業者・各種団体が集い、地域課題の調査や分析を行う事業や会議、ワークショップ、またそれらの情報の発信を支援する制度（市が持つ情報の提供・人的支援など）を創設し、市民団体及び事業者による地域の課題分析力、提案力を高める環境整備を行います。また、地域課題の調査・分析や地域における会議やワークショップを促進する人材が育つ環境整備も進め、政策立案段階での協働の拡充、地域自治のしくみづくりにもつなげます。

取り組み	検討	試行	実施
新規 （１）市民・市民団体及び事業者による地域課題の調査・分析支援制度の創設	● ～H30	● H31～	

基本施策２ 市民・市民団体及び事業者による地域課題やその解決に向けた取り組みの情報発信を進める

調査・分析した地域課題を三者で共有するためには、個別に発信するのではなく、ある程度統一された方法で、相手や地域にあわせ、分かりやすく可視化することが重要です。またそれら地域課題や協働によるまちづくり活動への関心を高めるためには、市の広報だけではなく市民・市民団体及び事業者が主体となった情報発信が必要です。

そのため、例えば、地域課題やそれに対応した市民・市民団体及び事業者による活動や協働事業を一括して発信・閲覧できるようなウェブサイトの構築や、地域課題を共有、分析しやすいよう統一した「地域カルテ⁹」を作成するなど、市民・市民団体及び事業者が主体となり情報発信できるインフラ（環境）を整え、将来的に三者がそれらを活用し、協働で課題を解決する状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
新規 （１）地域課題とその解決に向けた取り組みの発信・共有ができる統一された媒体の構築	● ～H32	● H33～	

⁹ 「地域カルテ」とは・・・例えば学区のような単位で課題を調査・分析、課題ごとの対応状況を記録、住民が誰でも共通の様式で閲覧、確認をすることができるようにしたもの。

基本施策３ 市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業をつくる

市は、市民・市民団体及び事業者からの地域課題やその解決のための協働事業の提案を受け入れられる体制を整えます。また、協働による相乗効果を高めるために、具体的な課題設定のもと、課題認識や目的、価値観を共有し、協働の主体それぞれへの期待やお互いの役割の理解につながる協働のきっかけの場や機会をつくり、充実を図ります。

さらに、協働に関わる主体が多様化し、協働が継続的になるように、市からの資金提供だけに限らない、協働を支える多様な資金を見つけ、共感を広げ、資金を募るしくみを検討します。そのために必要な市民・市民団体及び事業者による自発的な情報発信への支援、市民・市民団体及び事業者の信頼を高める情報公開の支援や研修等を行うことで、様々な協働事業の実現とそれらが発展的に継続していく状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 （１）協働提案制度など市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の継続実施及び見直し	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （２）協働事業に必要な多様な資金を見つけ、募るしくみづくり	● ～H30	● H31～	
新規 （３）協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （４）協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供（再掲）	● ～H30	● ～H32	● H33～

基本方針 3 公共の担い手・協働の主体の充実（担い手や主体を豊かにする）

三者協働によるまちづくりを推進するため、公共サービスの担い手・協働の主体である市民・市民団体及び事業者が豊かになることを期待し、市民・市民団体及び事業者により展開される公共サービスや市民・市民団体及び事業者の協働を豊かにするためのしくみや環境整備を図ります。

基本施策 1 協働の担い手となる市民団体及び事業者が育まれるしくみをつくる

協働によるまちづくりの担い手となる人材や新たにまちづくり活動や事業を立ち上げる人材がさらに豊かになるように、様々な場面を通じて、人材の発掘・養成に取り組みます。

そして、市民団体及び事業者が市民公益活動に必要なスキルや能力を備えていることや市民団体からの市への積極的なアプローチや関係性づくりが、よりよい協働につながる要因となっている（平成 28 年度市民団体・事業者協働事例調査）ことから、市民団体及び事業者が市民・市民社会に支えられ、自立的に発展していく姿を目指し、協働提案制度パワーアップ・市民活動応援事業や、市民活動センターが核となり専門家と連携して開催する講座等を充実させていきます。

また、「地域に必要な公共サービスは三者がそれぞれ、または協働して充足させていく」という考え方に立ち、市民団体及び事業者による公共サービスや協働事業に必要な資金については、改めて、根本的な資金のあり方を検討することから始めます。

その上で、市民活動センターを主体として市民団体及び事業者の資金確保のための支援を実施します。また、市からの資金提供だけでなく、市民が市民団体及び事業者による公共サービスや市民公益活動を支える資金のしくみ（例えば「コミュニティ財団¹⁰」や「クラウドファンディング¹¹」）について検討を進め、市民団体及び事業者による公共サービスや協働事業の財源がより多様で豊かになる環境整備を目指します。そのために、市民団体及び事業者による積極的な情報公開の推進と信頼性の向上を目指し、情報公開の媒体や透明性のある組織運営につながる取り組みの検討を進めます。

¹⁰ 「コミュニティ財団」とは・・・特定の地域において課題等を解決する市民団体・事業者等公益事業を市民等の寄付や資金をつなぎ支援を行うとともに、市民団体・事業者の組織基盤の強化などにも取り組む財団のことを言う。（公財）大阪コミュニティ財団が 1991 年に設立された他、2009 年の（公財）京都地域創造基金の設立後、全国各地で設立が続き、活躍が期待されている。

¹¹ 「クラウドファンディング」とは・・・不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことをいう。現在、数十種類という多様なクラウドファンディングサイトがあり、注目を集めている。

取り組み	検討	試行	実施
継続 (1) 協働によるまちづくりの担い手となる人材やリーダーが育つ環境づくり・人材発掘			● H29～
拡充 (2) 協働提案制度など市民団体及び事業者による市民公益活動の支援の継続実施及び見直し	● ～H30	● ～H32	● H33～
拡充 (3) 既存のしくみなども活用した市民団体及び事業者による市民公益活動への多様な資金確保のしくみづくり	● ～H30	● H31	● H32～
継続 (4) 市民団体の資金確保のための支援			● H29～
新規 (5) 市民団体及び事業者のまちづくり活動への多様な主体の参加の支援	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 (6) 市民団体及び事業者の情報公開・信頼性向上のためのしくみづくり	● ～H31	● H32～	

基本施策２ 協働の理解を広げ、普及を図る

引き続き協働の理解を広げていくため、本計画の周知に取り組むとともに、協働をより分かりやすい言葉でPRします。具体的には、これからまちづくりに取り組もうとする市民向けの「協働のまちづくりハンドブック」の改訂や活用、まちづくりに既に取り組んでいる市民・市民団体及び事業者向けの「協働ガイドブック」を作成し、活用を進めます。

また、協働の好事例を評価・顕彰する制度を創設し、成功のポイントや課題を市民・市民団体、事業者及び市職員で共有するきっかけを作ります。市の各部署や市民・市民団体及び事業者において事例の活用方法を検討する機会の充実にも取り組みます。

これらの取り組みにより、協働への理解が更に深まり、事例が共有されている状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
継続 （１）協働のまちづくり推進計画の周知			● H29～
拡充 （２）協働のまちづくりハンドブックの改訂・活用	●改訂 ～H30		●活用 H31～
新規 （３）協働ガイドブックの作成・活用	●作成 ～H30		●活用 H31～
新規 （４）協働のグッドプラクティス（好事例）の顕彰制度の検討・創設	● ～H30		● H31～

基本施策３ 市民活動センターの機能を強化し、三者との連携を進める

市民・市民団体及び事業者によるまちづくり活動や三者協働を進めるために、市として市民活動センターの役割を明確化した上で、より一層専門性が発揮されるように機能を強化します。

市民活動支援の視点では、よりよい協働と成果につなげるために必要不可欠なボランティアマネジメント力、寄付などの支援を得る力、事業の成功や団体の運営に必要な専門性などを高めるなどの総合的な支援に引き続き取り組みます。

また、三者との連携を進める視点では、コーディネーション機能の充実を図り、事業者の持つ専門的なスキルやノウハウ、社会資源、そしてニーズを把握し、市民団体の活動とのマッチングを充実させていきます。人材のデータベース化やネットワークの構築、また専門的かつ多様な相談窓口の整備により、市民団体のニーズに合わせた総合的な支援の充実を図ります。

これらと合わせて、協働に関する情報の収集・発信をさらに強化し、市民活動センターがまちづくりの拠点、協働の拠点として市民に認知され、理解され、活用されている状況を目指します。

そのために、外部評価を活用するなど市民活動センターの今後の機能強化にむけた取組を進めます。

また、市民活動センターだけではなく、地域には協働のための多様な拠点や話し合いの場が必要であることを認識し、そうした場の拡充について検討を続けます。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 （１）市民団体及び事業者の有する社会資源の把握・活用の促進（コーディネーション力の強化）	● ～H30		● H31～
拡充 （２）市民団体及び事業者それぞれ及び相互の交流と連携の強化（コーディネーション力の強化）	● ～H30		● H31～
継続 （３）市民団体の活動や組織への支援の充実			● H29～
拡充 （４）専門的かつ多様な相談窓口機能の強化（コーディネーション力の強化）	● ～H30		● H31～
継続 （５）協働に関する情報の収集・発信の強化			● H29～
拡充 （６）市民活動センターの外部評価の活用	● ～H30		● H31～

基本施策 4 地域自治・住民自治を豊かにする

防災や防犯意識が高まる中、地域の基盤である自治会や各種団体による地域自治・住民自治活動はますます重要となっています。一方、地域のまちづくりの現場では、少子高齢化や定年の延長、若者の経済状況の悪化、生産人口の減少、子育てと介護のダブルケアの問題、単身世帯の増加などから、まちづくりの担い手の高齢化、減少という課題がより大きくなってきています。負担の軽減や、参加しやすい方法・多様な参加の手法の考案など、担い手を豊かにするための世代に合わせた戦略が必要となっています。

こうしたことから、時代と社会の変化、地域の状況に応じた多様な自治活動の担い手の確保のため、多様な世代の参加を推進します。また、地域自治の基盤であり、共助社会や住民自治を支える自治会活動を中心に魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進に必要な支援やしきみづくりに取り組みます。

自治活動の好事例を発信し共有することで、自治活動の魅力を知ってもらうとともに、より良い自治活動を互いに学びあうきっかけを作る等、自治活動の必要性や楽しさを広め、理解形成と活性化を促進します。

あわせて、「地域づくりのための学び・交流」につながる住民の生涯学習の場として公共施設を提供し、地域の人材を豊かにしていきます。

また、これまで検討されてきた、おおむね小学校区単位における地域自治のしくみについて引き続き検討を進め、地域自らが目指す姿の実現や様々な地域課題を解決する住民自治の力が発揮される組織づくりを目指します。

取り組み	検討	試行	実施
新規 (1) 地域の状況に応じた魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 (2) 地域コミュニティの自治活動への多様な世代の参加の支援	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 (3) 学区単位による社会の変化と状況に応じた地域自治のしくみづくり	● ～H30	● H31～	

基本施策５ 協働のノウハウの共有を進める

協働提案制度テーマ型提案事業などを通じてこれまでに様々な事業が協働で取り組まれてきました。それらの成功・失敗事例や課題を市民・市民団体、事業者及び市の三者が共有し、学ぶ講座や研修などを設け、協働への理解を深めることで、協働に必要なノウハウ（ヒト・モノ・カネなど）や情報の共有が広がっている状況を目指します。

また、市民団体及び事業者においてノウハウや情報を活かす方法を話し合い、検討する機会も充実させることで、協働の実践を広げていきます。

取り組み		検討	試行	実施
新規	（１）協働の理解を深め、協働を実践していくためのノウハウや情報の共有	● ～H30		● H31～
拡充	（２）協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施	● H29～		● H29～

基本施策 6 協働の触媒となる機能・人材・場の整備を進め、充実を図る

これまでの取り組みの評価から、協働がうまく進むように支援するコーディネーターや、庁内での協働事例の共有など庁内部署間も含む協働を促進できる機能が必要であることが改めて明らかになっています。

協働をコーディネートできる人材を発掘し重視するとともに育成を進め、さまざまな主体が相互理解と合意形成を行いながら地域課題を協働で解決していくアイデアを実行に移していけるような支援体制の確立に取り組みます。また、そうした人材を市民活動センターなど協働の拠点となる所に試行的に配置することを目指します。

人的機能に加え、具体的な課題設定のもと三者が参加し、課題認識や目的、価値観を共有し、協働の主体それぞれへの期待やお互いの役割の理解のもと、協働事業を作るワークショップなど、協働のきっかけとなる場を検討し、整備を進めます。また、市がそうした場を創設するだけでなく、市民・市民団体及び事業者による協働事業づくりや、協働のきっかけの場や機会の充実を支援します。

さらに、市民・市民団体及び事業者が連携・交流しながら活動を広げていくための拠点施設として公共施設などの機能の充実、活用を進め、協働の触媒となる機能が拡充し、誰もが協働のまちづくりに取り組みやすい環境づくりを目指します。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 (1) 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の発掘と育成	● ～H30		● H31～
拡充 (2) 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の配置	● ～H30	● H31～	
新規 (3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実（再掲）	● ～H30	● ～H32	● H33～
継続 (4) 公共施設の協働のまちづくりを推進する拠点（窓口）としての活用の推進（再掲）			● H29～

推進体制 三者協働を豊かにするための市政における推進体制の充実

3つの基本方針に基づき、様々な場で三者協働が活発に行われるようなまちを創り出すため、市における推進体制の充実を図り、計画の実行性を高めます。

1 職員の協働意識の醸成を進める

市民・市民団体及び事業者とともに、市職員の中でも引き続き協働の理解を広げていくことを目的として、本計画の施策や取り組みへの認識を高めるために計画を周知します。さらに、新たに作成する市職員向けの協働をうまく進めるための「協働ガイドライン」を研修や事業の評価時に活用していきます。

また、協働の好事例を評価・顕彰する制度を創設し、成功のポイントや課題を市民・市民団体、事業者及び市職員で共有するきっかけを作るとともに、市の各部署や市民・市民団体及び事業者において事例の活用方法を検討する機会の充実に取り組みます。

これらの取り組みにより、協働の意義や価値の「見える化」を進め、市民・市民団体、事業者及び市職員の相互理解と協働についての理解が深まり、協働に前向きになっている状況を目指します。

取り組み	検討	試行	実施
継続 (1) 協働のまちづくり推進計画の周知（再掲）			● H29～
新規 (2) 協働ガイドラインの活用	●策定 ～H29		●活用 H30～
新規 (3) 協働のグッドプラクティス（好事例）の顕彰制度の検討・創設（再掲）	● ～H30		● H31～

2 協働を推進するためのプロセスやノウハウ(進め方や方法)の共有を進める

協働による事業の実施方法やプロセスが分からない市職員が多いことや、協働事業の成果や課題を検証できる指標がないことが課題となっています。そのため、協働をうまく進めるためのプロセスやポイント、ノウハウを整理した「協働ガイドライン」及び協働事業実施後のプロセスや成果・課題を定量的・定性的に評価するための「チェックリスト」について協働を進める三者委員会において引き続き検討を進め、策定します。

また、市が支える市民・市民団体及び事業者による事業や活動領域も含め、三者協働の理念を踏まえながら、協働事業の補助金や委託料の「積算ガイドライン（ルール）」の検討を進めます。

そして、「協働ガイドライン」や「チェックリスト」などを活用して、職員協働推進本部と協働を進める三者委員会が連携して評価を行うとともに、協働に関する講座や研修を開催することで、協働を実践できる職員をさらに増やしていきます。

取り組み	検討	試行	実施
新規 (1) 協働を実践するためのガイドラインやチェックリストなどの策定・活用	●策定 ～H29		●活用 H30～
新規 (2) 協働事業費の積算ガイドラインやルールづくり	●策定 ～H32		●活用 H33～
拡充 (3) 協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施（再掲）			● H29～

3 協働を推進するための制度を充実させる

市民・市民団体及び事業者との協働を促進するための規制緩和や行政手続きの簡素化・明確化を進めます。

また、市が担う領域（施策や事業）について市民・市民団体及び事業者の合意のもとに検証を行う体制づくりを進めます。たとえば、協働の視点を含めた施策や事業の評価方法を検討し、協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携して、協働の可能性を検証できるしくみの検討・制度化（例：協働化テスト*再掲）を進めます。

また、市職員の協働についての理解や協働による取り組みを進めるために、市民との対話の場における市職員としての技術や姿勢を習得することや、所属内での協働のノウハウや情報の蓄積が重要です。そのため、協働の視点による職員の育成や適正配置、人事評価の検討等、協働のまちづくりの視点による人事政策を進めます。

加えて、各部署における協働事業費の目標設定や、協働を促進する事業に対する予算枠の創設など、協働が一層進みややすくなる予算のしくみの検討を行います。

さらに、職員協働推進本部が協働推進のために庁内においてさらにリーダーシップを発揮できる役割の設定や協働推進モデル部署の指定等、「協働でできるものは協働で」行うための人事・予算を含めた体制づくりを強化します。

取り組み	検討	試行	実施
新規 （１）協働のまちづくりの視点による人事政策の実施	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （２）協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化（再掲）	● ～H30	● ～H32	● H33～
新規 （３）予算連動による協働推進のしくみの検討・モデル事業の実施	● ～H32	● H33～	
拡充 （４）職員協働推進本部などの協働推進体制の強化	● ～H30		● H31～
拡充 （５）協働しやすくするための規制緩和・手続きの簡素化・明確化	● ～H30	● ～H32	● H33～

4 協働を推進するための進捗管理・評価体制を確立させ、運用する

計画に基づいた取り組みを着実に進めるために、年度ごとに各所属において協働推進の取り組みの進捗管理とともに評価を行い、結果を公開します。

それらの評価を踏まえた上で、協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携し、毎年度の実施計画の検討・策定、課題の検証による改善と計画の進捗管理を行ないます。場合によっては、施策の優先順位の設定や選択と集中を行いながら施策の実行性を高め、全庁的に計画を推進します。

取り組み	検討	試行	実施
拡充 （１）各所属における協働のまちづくり推進計画の取り組みに対する進捗管理及び評価の実施	● ～H29		● H30～
新規 （２）協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携した定期的な協働のまちづくり推進計画の進捗評価と課題の検証・改善の実施	● ～H29		● H30～

第5章 計画の進め方・実施体制

第1期計画では未実施の取り組みが約半数あるなど、計画の進め方に課題がありました。

第2期計画では協働を進める三者委員会及び職員協働推進本部が中心となり、毎年度の実施計画の検討、取り組みの進捗状況の確認・評価・改善を行うための具体的な体制や進め方を充実させ、着実に施策を進めていきます。

1. 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部との連携

職員協働推進本部は、庁内において協働の意義・効果・具体的な取り組み方策などのきめ細やかな意識醸成や啓発、各部署間の連携・協働の促進などで役割を発揮し、協働を進める三者委員会と連携して、協働のまちづくりの推進及び計画の実行に責任を果たします。

協働を進める三者委員会は、委員会での審議内容を市民・市民団体、事業者及び市職員に積極的に分かりやすく発信し、協働を推進するために調査や審議を行います。

委員会での審議は、議論を計画の推進に反映させるため、目的・目標・審議プロセスを具体化するものとし、職員協働推進本部とも十分な連携を取りながら審議を行います。

2. 各所属における協働推進の状況・取り組みの評価

関連施策：基本方針1-3、基本方針1-4-(1) 推進体制3-(1)及び(2)、推進体制4-(1)

各所属において、次年度事業に向けた協働の可能性の調査と検討を行い、協働化を進める事業を策定します。

また、毎年「計画に基づく協働推進の取り組み」及び「各所属における協働事業」について「ガイドライン」に基づいた「チェックリスト」を活用しながら、自己評価を行います。

評価内容は職員協働推進本部に報告を行い、以下3に記載する協働を進める三者委員会と連携した毎年度の計画の進捗状況や協働の推進状況を評価し、それを踏まえた検討につなげます。

3. 毎年度の計画進捗状況の評価

関連施策：推進体制2、推進体制3-(1)及び(2)、推進体制4-(2)

職員協働推進本部と協働を進める三者委員会がともに毎年、前年度の計画及び各部署での取り組みの進捗状況を確認し、評価します。

協働で行えなかった事業についてはその理由の確認を行い、「ガイドライン」に基づいた「チェックリスト」による評価を行うとともに協働が進むようフィードバックを行います。また、グッドプラクティス（好事例）の評価も行います。

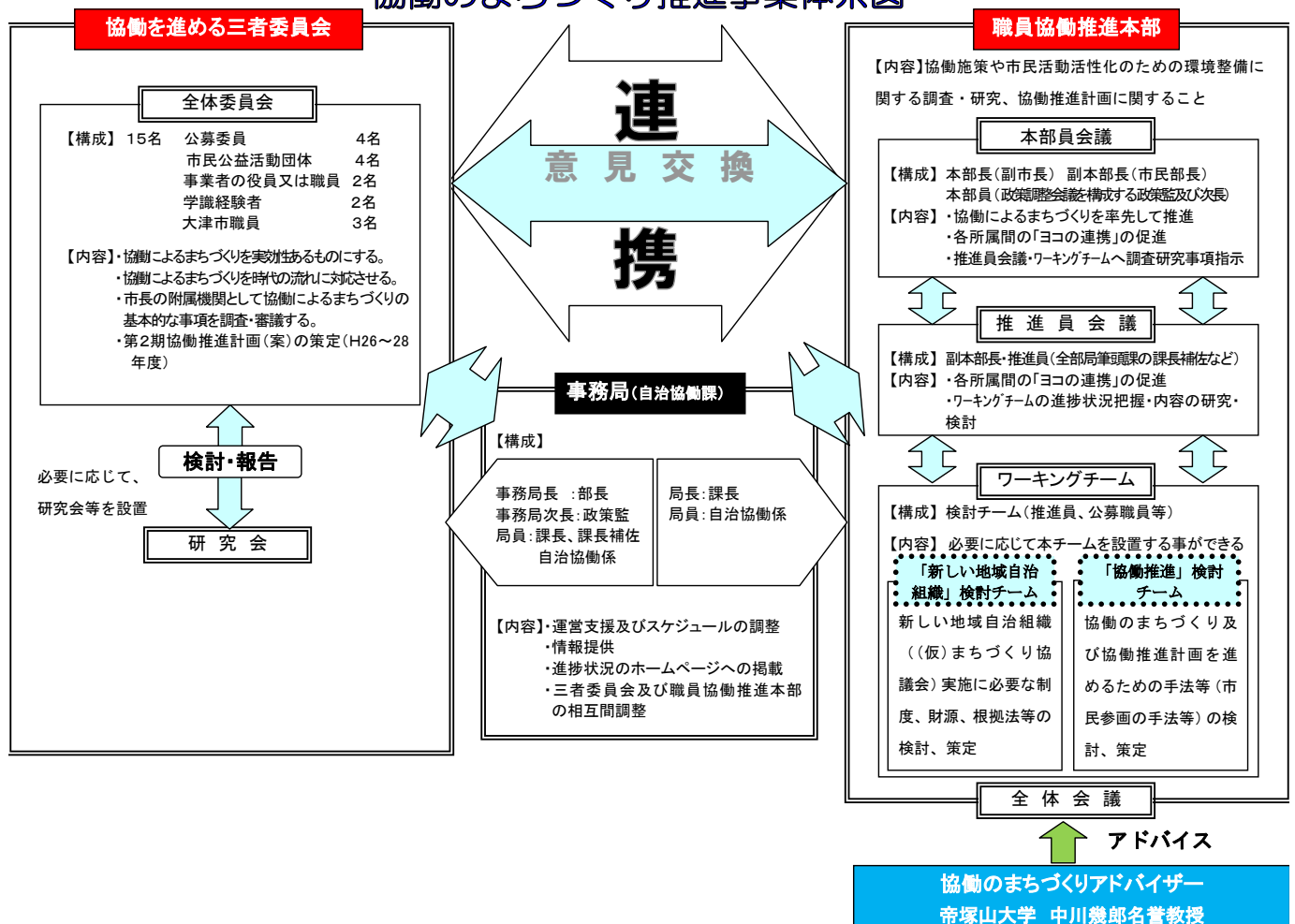
具体的には職員協働推進本部において事業の評価や事例抽出・検討を行い、協働を進める三者委員会において職員協働推進本部とともに、評価を行うしくみを構築します。

4. 次年度の実施計画の検討

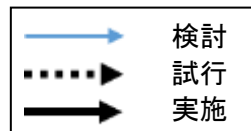
毎年、職員協働推進本部と協働を進める三者委員会が連携して、前年度の評価を踏まえた次年度の具体的な実施計画について検討し、とりまとめます。各年度の事業については、三者各主体の関係性が深まり、協働が発展するものを特に重視し、各取り組みに関連づけた各部署の事業を検討します。

計画の推進・体制図

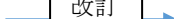
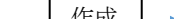
協働のまちづくり推進事業体系図



計画記載の取り組みスケジュール(年次目標一覧)



方針—基本施策	取り組み		H29	H30	H31	H32	H33～
1-1	拡充	(1) 市民協働が進む市政情報や地域課題の公開・共有のしくみの構築					
	拡充	(2) 市政情報や地域課題をより多くの市民に分かりやすく伝える多様な媒体の活用					
1-2	新規	(1) 市の制度や施策の企画立案、実施、評価、改善(PDCA)における市民参画の制度の検討・拡充					
	新規	(2) 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供					
	継続	(3) 公共施設の協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての活用の推進					
1-3	新規	(1) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化					
	新規	(2) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの制度化					
1-4	拡充	(1) 協働提案制度など市からの課題提案に対する協働事業の継続実施及び見直し					
	新規	(2) 市からの協働の可能性に関する情報の発信					
	新規	(3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設					
2-1	新規	(1) 市民・市民団体及び事業者による地域課題の調査・分析支援制度の創設					
2-2	新規	(1) 地域課題とその解決に向けた取り組みの発信・共有ができる統一された媒体の構築					
2-3	拡充	(1) 協働提案制度など市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の継続実施及び見直し					
	新規	(2) 協働事業に必要な多様な資金を見つけ、募るしくみづくり					
	新規	(3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実					
	新規	(4) 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供(再掲)					

方針－基本施策		取り組み	H29	H30	H31	H32	H33～
3－1	継続	(1) 協働によるまちづくりの担い手となる人材やリーダーが育つ環境づくり・人材発掘					
	拡充	(2) 協働提案制度など市民団体及び事業者による市民公益活動の支援の継続実施及び見直し					
	拡充	(3) 既存のしくみなども活用した市民団体及び事業者による市民公益活動への多様な資金確保のしくみづくり					
	継続	(4) 市民団体の資金確保のための支援					
	新規	(5) 市民団体及び事業者のまちづくり活動への多様な主体の参加の支援					
	新規	(6) 市民団体及び事業者の情報公開・信頼性向上のためのしくみづくり					
3－2	継続	(1) 協働のまちづくり推進計画の周知					
	拡充	(2) 協働のまちづくりハンドブックの改訂・活用	 改訂		 活用		
	新規	(3) 協働ガイドブックの作成・活用	 作成		 活用		
	新規	(4) 協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設					
3－3	拡充	(1) 市民団体及び事業者の有する社会資源の把握・活用の促進(コーディネーション力の強化)					
	拡充	(2) 市民団体及び事業者それぞれ及び相互の交流と連携の強化(コーディネーション力の強化)					
	継続	(3) 市民団体の活動や組織への支援の充実					
	拡充	(4) 専門的かつ多様な相談窓口機能の強化(コーディネーション力の強化)					
	継続	(5) 協働に関する情報の収集・発信の強化					
	拡充	(6) 市民活動センターの外部評価の活用					

方針—基本施策		取り組み	H29	H30	H31	H32	H33～
3-4	新規	(1)地域の状況に応じた魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進					
	新規	(2)地域コミュニティの自治活動への多様な世代の参加の支援					
	新規	(3)学区単位による社会の変化と状況に応じた地域自治のしくみづくり					
3-5	新規	(1)協働の理解を深め、協働を実践していくためのノウハウや情報の共有					
	拡充	(2)協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施					
3-6	拡充	(1)協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の発掘と育成					
	拡充	(2)協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の配置					
	新規	(3)協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実(再掲)					
	継続	(4)公共施設の協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての活用の推進(再掲)					
推-1	継続	(1)協働のまちづくり推進計画の周知(再掲)					
	新規	(2)協働ガイドラインの活用	 策定	 活用			
	新規	(3)協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設(再掲)					
推-2	新規	(1)協働を実践するためのガイドラインやチェックリストなどの策定・活用	 策定	 活用			
	新規	(2)協働事業費の積算ガイドラインやルールづくり		 策定		 活用	
	拡充	(3)協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施(再掲)					

方針—基本施策		取り組み	H29	H30	H31	H32	H33～
推—3	新規	(1) 協働のまちづくりの視点による人事政策の実施	→	→	→	→	→
	新規	(2) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化(再掲)	→	→	→	→	→
	新規	(3) 予算連動による協働推進のしくみの検討・モデル事業の実施	→	→	→	→	→
	拡充	(4) 職員協働推進本部などの協働推進体制の強化	→	→	→	→	→
	拡充	(5) 協働しやすくするための規制緩和・手続きの簡素化・明確化	→	→	→	→	→
推—4	拡充	(1) 各所属における協働推進計画の取り組みに対する進捗管理及び評価の実施	→	→	→	→	→
	新規	(2) 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部が連携した定期的な協働のまちづくり推進計画の進捗評価と課題の検証・改善の実施	→	→	→	→	→

資 料

(1) 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例

(前文)

大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。

そうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結」などによって、人々は守ってきました。

また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなってきました。

その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは活いき活いきとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。

この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの基本理念及びその実現を図るための協働に関する基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進することにより、人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことをいう。
- (2) 参画 協働によるまちづくりを推進するために必要となる取組の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において市民・市民団体、事業者及び市が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

(3) 市民公益活動 市民・市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進を図ることを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 市民公益活動団体 本市の区域内において市民公益活動を継続的に行う市民団体又は事業者をいう。

(5) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者

(6) 市民団体 地域自治組織（自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体をいう。

(7) 事業者 本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(8) 社会資源 人材、情報、資金、場所、知恵、技等の協働の推進に必要な資源をいう。

（基本理念）

第3条 協働によるまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進するものとする。

(1) 市民・市民団体、事業者及び市は、共にまちづくりに取り組むパートナーとして常に対等であること。

(2) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれがまちづくりの当事者意識を持つとともに、自主性を重んじること。

(3) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれ互いの特性と役割を理解し、長所を活かし合うとともに、互いに求められる役割を高められるよう自己変革に努めること。

(4) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりに必要な情報を発信し、その共有に努め、透明性の高い開かれた関係を目指すこと。

(5) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりの目的意識の共有に努めること。

（市民の役割）

第4条 市民は、まちづくりの主体として自らができることを考え、行動するとともに、協働によるまちづくりに積極的に参加し、及び参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らだけでなく、一人でも多くの市民が協働によるまちづくりに参加し、及び参画することができるよう連携に努めるものとする。

3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、一人ひとりの市民の自発性に基づくものでなければならない。

（市民団体の役割）

第5条 市民団体は、市民、事業者及び市との協働を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民団体は、地域社会の一員としてその活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民の参加又は参画が得られるよう努めるものとする。

3 市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。

4 前3項の市民団体の役割は、強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づくものでなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域社会の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、地域経済の発展及び雇用の確保等に果たす役割を自覚し、市民・市民団体及び市と連携し、及び協力して、地域の活性化に努めるものとする。

3 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、積極的に社会資源の提供に努めるものとする。

4 前3項の事業者の役割は、強制されるものではなく、事業者の自発性に基づくものでなければならない。

（市の役割）

第7条 市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの推進のため、本市職員の意識、行政運営及び行政組織に関する改革に努めるものとする。

3 市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めるものとする。

4 市は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策（以下「協働施策」という。）を実施するよう努めるものとする。

（啓発及び研修）

第8条 市民・市民団体、事業者及び市は、自ら協働に関する理解を深めるとともに、相互に協力して、協働に関する啓発及び研修を行うものとする。

2 市は、協働に関する啓発、研修等を通じて、本市職員の理解の増進を図るとともに、本市職員による協働によるまちづくりの実践に役立てるよう努めるものとする。

（情報共有）

第9条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりに関する必要な情報を相互に発信し、及び収集し、並びに共有するよう努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりに関する情報環境を整備し、情報の活用に努めるものとする。

3 市は、市の施策の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程において、情報の提供に努めるものとする。

（協働によるまちづくりの推進のための資金）

第10条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び配分に努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で、適切な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

（活動場所）

第11条 市民・市民団体、事業者及び市は、市民公益活動を推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

2 市は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体への公共施設の提供に努めるものとする。

（協働事業の推進）

第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれの社会資源を活かした協働による事業（以下「協働事業」という。）の推進に努めるものとする。

2 市は、市の業務のうち市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の特性を活かすことができる分野については、当該業務を委託し、又は当該業務への提案等の機会を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市民・市民団体及び事業者が多様な形態で市政に参画することができるための仕組みを整備するよう努めるものとする。

（大津市協働推進計画）

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃止に当たっては、次条に定める委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて講じた協働施策の実施状況を公表するものとする。

5 市長は、協働施策の実施状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直すものとする。

（大津市協働を進める三者委員会の設置）

第14条 この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。

（2）協働施策の評価に関すること。

(3) 協働施策の提案に関すること。

(4) 協働事業の推進に関すること。

(5) その他協働によるまちづくりの推進のため市長が必要と認めること。

4 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

5 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

6 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する 18 歳以上の者で、市長が行う委員の公募に応募したもの

(2) 市民公益活動団体の構成員

(3) 事業者の役員又は職員

(4) 学識経験を有する者

(5) 本市職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

7 前項第 1 号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する 18 歳以上の者のうちから委員を委嘱することができる。

8 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 委員は、再任されることができる。

10 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

（条例の検討）

第 15 条 市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) これまでの取り組み経過（平成24年度～28年度）

年 度	取 り 組 み
平成24年度	大津市協働推進計画実施 「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支えて」いくために、地域の諸問題や課題について市民・市民団体及び事業者が、その特性を活かして解決策を市に提案し、共に施策を作り上げていく「協働提案制度」をスタート 「協働提案制度（テーマ型提案事業）」（H25年度実施分） ・ 4 月 庁内説明会 ・ 6 月 市民説明会、応募スタート ・ 7 月 一次締切（指定テーマ3件、自由テーマ16件） 担当課との協議開始 ・ 8 月 応募〆切 一次審査（書面） ・ 9 月 二次審査（プレゼン） 「候補事業」として自由テーマを3件採択 10月／「おおつボランティア・市民活動フェスタ2012」の開催 1～2月職員説明会及び研修会（全所属）「協働提案制度の運用について」（4回） 2月／「協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業）」募集開始（H25年度実施分） いいね！大津「～みんなで話そう！私たちでつくろう！大津のまち～」 （協働のまちづくり連続2回講座ワークショップ1回目） 3月／「いいね！大津」（協働のまちづくり連続2回講座ワークショップ 2回目） 「協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業）」（H25年度実施分）審査、採択事業決定 「協働提案制度（テーマ型提案事業）」募集開始（H26年度実施 分） ※一次締切H25.5月、二次締切H25.7月
平成25年度	4月／「協働提案制度（テーマ型提案事業）」実施（3件） 「協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業）」実施（14件） 5月、6月、7月／「続いいね！大津（4回）」の開催（協働ハンドブックの活用） 8月／「協働提案制度（テーマ型提案事業）」（H26年度実施分）一次及び二次審査を実施、「候補事業」として指定テーマ1件、自由テーマ4件採択 10月／「協働提案制度（テーマ型提案事業）」（H25年度実施分）中間報告会 11月／「おおつボランティア・市民活動フェスタ2013」の開催 12月／「協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業）」（H26年度実施分）募集開始

	1月／ 職員説明会及び研修会（全所属） 「協働の必要性、行政発の協働事例について」（3回）開催
	2月／「 いいね！大津～みんなで話そう！私たちでつくろう！大津のまち～（協働のまちづくり連続3回講座ワークショップ） 」開催
	3月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」（H25年度実施分）年度末報告会 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H26年度実施分）審査、採択事業決定
平成26年度	4月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」実施（5件） 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」実施（8件）
	8月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」（H27年度実施分）一次及び二次審査を実施、「候補事業」として指定テーマ2件、自由テーマ4件採択
	9月／「 いいね！大津（協働のまちづくり連続5回講座ワークショップ） 」開催
	10月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」（H26年度実施分）中間報告会 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H26年度実施分）中間報告会
	11月／「 浜大津フェスタ・市民活動フェスタ2014 」開催 職員研修会（職員協働推進本部） 「各部局における協働事業の推進について」
	12月／「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H27年度実施分）募集開始
	2月／ 職員説明会及び研修会（係長級） 「協働の必要性、行政発の協働事例について」開催
	3月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」（H26年度実施分）年度末報告会 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H27年度実施分）審査、採択事業決定
平成27年度	4月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」実施（6件） 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」実施（3件）
	7月／ 職員研修会（係長級、職員協働推進本部） 「協働の必要性、自身の事業を協働で進めるために」開催
	8月／「 協働提案制度（テーマ型提案事業） 」（H28年度実施分）一次及び二次審査を実施、「候補事業」として指定テーマ1件、自由テーマ4件採択 「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H27年度実施分）の追加募集を開始 クラウドファンディングセミナー（入門編2回、実践編5回） 開催
	10月／「 協働提案制度（パワーアップ・市民活動応援事業） 」（H27年度実施分）追加募集分の審査、採択事業決定（1事業） 大津市職員協働推進本部ワーキングチーム（「協働推進」検討チーム、「新しい地域自治組織」検討チーム） を始動（全16名）

	11月／「協働提案制度(テーマ型提案事業)」(H27年度実施分) 中間報告会 「協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)」(H27年度実施分) 中間報告会 「市民活動フェスタ2015」開催
	12月／「協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)」(H28年度実施分) 募集開始
	3月／「協働提案制度(テーマ型提案事業)」(H27年度実施分) 年度末報告会 「協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)」(H28年度実施分) 審査、採択事業決定
平成28年度	4月／「協働提案制度(テーマ型提案事業)」実施(5件) 「協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)」実施(2件)
	9月／ ファンドレイジングセミナー(フォーラム1回、実践編5回(3・4回目のみ「クラウドファンディングコース」と「補助金・助成金コース」に分かれて実施)) 開催
	10月／「協働提案制度(テーマ型提案事業)」(H28年度実施分) 中間報告会 「協働提案制度(パワーアップ・市民活動応援事業)」(H28年度実施分) 中間報告会
	11月／「市民活動フェスタ2016」開催
	12月／ 職員・市民合同地域コーディネーター研修(全3回)開催(1回目は市民のみ、2・3回目は合同)

(3) 計画策定の経過

大津市協働を進める三者委員会における策定の経過

会議等	開催日	内 容
第32回 三者委員会	平成27年9月11日(金)	・第3期委員 委嘱状・辞令交付 ・委員長・副委員長の選出 ・第2期大津市協働を進める三者委員会報告書の内容の共有
第33回 三者委員会	平成27年10月23日(金)	・協働のまちづくりを進めるために検討している今後の市の動きの共有 ・第3期委員の活動の方向性の検討
第34回 三者委員会	平成27年11月27日(金)	・第3期委員の活動内容の検討
第35回 三者委員会	平成27年12月21日(月)	・第3期委員における「協働」についての理解や意識の共有 ・次期協働推進計画策定プロセスの検討
第1回 有志による研究会	平成28年1月20日(水)	・「協働」とは具体的にどういうことなのかの検討
第36回 三者委員会	平成28年1月20日(水)	・次期協働推進計画策定プロセス及びスケジュールの検討
第2回 有志による研究会	平成28年2月19日(水)	・市民活動センターから紹介のあった協働事例の分析
第37回 三者委員会	平成28年2月19日(水)	・現計画期間の評価～行政における協働推進計画の進捗状況(H24～H27年度)の検証
第3回 有志による研究会	平成28年3月16日(水)	・市民同士の協働と市と市民との協働の違いの検討 ・協働の評価のあり方について
第38回 三者委員会	平成28年3月16日(水)	・職員協働推進本部との意見交換会に向けた目的及び論点の確認 ・市民活動センターの活動実績報告と検証
職員協働推進本部との意見交換会	平成28年3月18日(金)	・次期計画策定についての諮問 ・職員協働推進本部ワーキングチームの検討内容の共有(「協働推進」検討チーム、「新しい地域自治組織」検討チーム) ・三者委員会委員長によるミニレクチャー「大津市における協働によるまちづくりを進めるために～三者委員会の議論を踏まえて」 ・協働についての理解を深め、協働を進めるためのグループディスカッション
第4回 有志による研究会	平成28年5月11日(水)	・協働の条件の検討
第39回 三者委員会	平成28年5月11日(水)	・平成27年度協議事項及び職員協働推進本部との意見交換会についてのふり返り ・次期計画の構成案の検討

会議等	開催日	内 容
第 5 回 有志による研究会	平成 2 8 年 6 月 1 3 日(月)	・ 協働の評価指標の検討及びその活用方法について
第 4 0 回 三者委員会	平成 2 8 年 6 月 1 3 日(月)	・ 次期計画における協働の領域の考え方の整理 ・ 次期計画構成案と検討スケジュールの確認 ・ 現協働推進計画進捗状況調査（平成 2 7 年度実施分）の整理・分析 ・ 市民・市民団体及び事業者の調査の検討
第 6 回 有志による研究会	平成 2 8 年 7 月 1 1 日(月)	・ 協働の評価指標の検討
第 4 1 回 三者委員会	平成 2 8 年 7 月 1 1 日(月)	・ 総合計画・総合戦略の内容の共有（企画調整課からの説明） ・ 次期計画における「協働の領域の概念図」の確認 ・ 市民・事業者への調査の決定
第 7 回 有志による研究会	平成 2 8 年 8 月 2 5 日(月)	・ 協働の「ガイドライン」や「評価指標」のあり方の方向性について ・ 新しい地域自治に関する検討状況の共有
第 4 2 回 三者委員会	平成 2 8 年 8 月 2 5 日(月)	・ 次期計画における「協働の領域」の決定 ・ 市民・事業者調査結果の共有 ・ 協働可能性調査（平成 2 6 年度実施）の分析及び協働推進計画進捗状況評価分析について ・ 次期計画の構成案について（新しい地域自治）
第 4 3 回 三者委員会	平成 2 8 年 9 月 1 5 日(木)	・ 市民団体・事業者調査結果分析について ・ 市民との意見交換会企画内容について ・ 職員協働推進本部ワーキングチーム「新しい地域自治組織」検討チームとの意見交換（「新しい地域自治組織」に関する検討内容について）及び新しい地域自治組織のあり方についての検討 ・ 第 2 期計画の骨子及び方針素案について
第 8 回 有志による研究会	平成 2 8 年 1 0 月 5 日(水)	・ 研究会の検討事項（協働の「ガイドライン」や「評価指標」）と次期計画との関係性について
第 4 4 回 三者委員会	平成 2 8 年 1 0 月 5 日(水)	・ 市長との意見交換会 ・ 職員協働推進本部ワーキングチーム「協働推進」検討チームとの意見交換（協働を推進していく上での検討内容について） ・ 次期計画の骨子及び方針、施策素案の検討

会議等	開催日	内 容
第４５回 三者委員会	平成２８年１０月１７日(月)	・次期計画の方針、施策の検討（施策によって実現したい理想の状況について）
第４６回 三者委員会	平成２８年１０月２０日(木)	・次期計画本文案の検討 ・ＬＩＶＥパブリックコメントミーティングの内容の確認
ＬＩＶＥパブリックコメントミーティング	平成２８年１１月５日(金)	大津市協働のまちづくり推進計画策定にかかる市民意見交換会 「私たちでつくろう大津のまち～大津市の協働を考える ＬＩＶＥ パブリックコメント ミーティング」
職員協働推進本部との意見交換会	平成２８年１１月２１日(月)	・大津市協働のまちづくり推進計画に関する意見交換 ・大津市協働のまちづくり推進計画に紐づく施策・事業の検討
第９回 有志による研究会	平成２８年１２月５日(月)	・ＬＩＶＥパブリックコメントミーティング及び職員推進本部との意見交換会ふり返し ・次期計画を実効性あるものとするための検討
第４７回 三者委員会	平成２８年１２月５日(月)	・次期計画案におけるパブリックコメント等の意見の反映の検討
第４８回 三者委員会	平成２９年１月１８日(水)	・各部署が次期計画に施策・事業を紐付けられるようにするための手法等の検討
第４９回 三者委員会	平成２９年２月１０日(金)	・計画答申案の確認 ・チェックリスト及びガイドライン活用の流れの検討
職員協働推進本部との意見交換会	平成２９年３月１７日(金)	・協働経験の共有 ・協働事業のブラッシュアップ、協働事業を進める上での障害及びポイント ・次期計画の取り組み方
第５０回 三者委員会	平成２９年３月１７日(金)	・大津市職員協働推進本部との意見交換会の振り返り ・協働を推進するためのガイドブック、ガイドライン、チェックリストの検討
次期計画の答申	平成２９年３月１７日(金)	・市長への次期計画の答申

（４）大津市協働を進める三者委員会

① 設置根拠 条例抜粋 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例第１４条

（大津市協働を進める三者委員会の設置）

第１４条 この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２ 委員会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

３ 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（１）推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。

（２）協働施策の評価に関すること。

（３）協働施策の提案に関すること。

（４）協働事業の推進に関すること。

（５）その他協働によるまちづくりの推進のため市長が必要と認めること。

４ 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

５ 委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

６ 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する１８歳以上の者で、市長が行う委員の公募に応募したもの

（２）市民公益活動団体の構成員

（３）事業者の役員又は職員

（４）学識経験を有する者

（５）本市職員

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

７ 前項第１号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する１８歳以上の者のうちから委員を委嘱することができる。

８ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

９ 委員は、再任されることができる。

１０ 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

１１ 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

② 大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成23年条例第1号）第14条第11項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

抄

③ 第3期委員名簿（平成28年4月1日現在）

区分	氏名	所属団体役職等
(1) 公募委員	イシナカ メグミ 石中 恵	公募委員
	オクムラ ケンジ 奥村 憲治	公募委員
	カツラ イチロウ 桂 一朗	公募委員
	モリグチ ユキオ 森口 行雄	公募委員
(2) 市民公益 活動団体	オオザワ ミツオ 大澤 光雄	大津市自治連合会 事務局長 真野北学区自治連合会 会長
	オナカ カツユキ 尾中 克行	甚七町自治会会長 常世川再生の会事務局
	オングリ ヤスヨ 押栗 泰代	認定特定非営利活動法人マイママ・セラピー 理事長 ナーシングクリエイト(株) 代表取締役
	ナカノ ユウコ 仲野 優子	認定特定非営利活動法人しがNPOセンター 専務理事
(3) 事業者	キタガワ マサヨシ 北川 正義	滋賀銀行営業統轄部 部長
	モトダ エイゾウ 元田 栄三	株式会社まちづくり大津 取締役事務局長
(4) 学識経験者	タダトモ ケイシ 只 友 景 士	龍谷大学政策学部 教授
	ツチヤマ キミエ 土山 希美枝	龍谷大学政策学部 教授
(5) 大津市職員	ホライ ユキエ 堀井 雪江	政策調整部人権・男女共同参画課 課長
	ヤマモト カズヨ 山本 一代	福祉子ども部 管理監(子ども家庭課子ども家庭相談室長事務取扱)
	タマイ ヤスコ 玉井 泰子	教育委員会 管理監(図書館長兼務)

()の数字は大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例第14条6項(1)～(5)号委員を示す

（５）大津市職員協働推進本部

①設置根拠 設置規則

大津市職員協働推進本部設置規則

（設置）

第１条 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例（平成２３年条例第１号。以下「条例」という。）の基本理念に基づく協働のまちづくりを推進するため、大津市職員協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（定義）

第２条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第３条 本部の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- （１）協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策の調査及び研究に関すること。
- （２）市民公益活動が活発に行われるようにするための環境の整備に関する調査及び研究に関すること。
- （３）まちづくり協議会（地域住民が当該地域の課題を検討するとともに、当該課題の解決に向けて取り組む組織をいう。）に関する調査及び研究に関すること。
- （４）協働提案制度（地域の課題を解決するため、市が、市民・市民団体及び事業者から地域性、専門性等を活かした解決策を募集し、これを施策として採用する制度をいう。）に関する調査及び研究に関すること。

（組織）

第４条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１）本部長
- （２）副本部長
- （３）本部員
- （４）推進員
- （５）ワーキングメンバー

２ 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

３ 副本部長は、市民部長の職にある者をもって充てる。

４ 本部員は、別表第１の本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第２の本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

５ 推進員は、別表第１の推進員の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちから市長が指名する者とし、２人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。）をもって充て、及び別表第２の推進員の欄に掲げる職に

ある者（当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちの1人とし、2人以上いるときはそれらの者のうちの1人とする。）に対し市長が委嘱する。

6 ワーキングメンバーは、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。この場合において、ワーキングメンバーの一部については、公募に応募した職員及び推進員（ワーキングチームの業務に従事することを希望する者に限る。）のうちから任命し、又は委嘱するものとする。

7 ワーキングメンバーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第5条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を総括するとともに、本部員、推進員及びワーキングメンバーを指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。

4 推進員は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

5 ワーキングメンバーは、本部員及び推進員を補佐し、所掌事務を処理する。

（会議）

第6条 本部の会議は、本部員会議、推進員会議及び2つのワーキングチームとする。

（本部員会議）

第7条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、所掌事務について審議する。

2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

3 本部員会議は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（推進員会議）

第8条 推進員会議は、副本部長、市民部政策監である本部員及び推進員で構成し、所掌事務について協議する。

2 推進員会議は、副本部長が招集し、副本部長が議長となる。

3 推進員会議は、必要があると認めるときは、推進員会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（ワーキングチーム）

第9条 各ワーキングチームは、ワーキングメンバーで構成し、所掌事務のうち本部長が当該ワーキングチームの事務として指定した事務について検討する。

2 各ワーキングチームに属すべきワーキングメンバーは、本部長が指名する。

3 各ワーキングチームにチームリーダーを置き、当該ワーキングチームに属するワーキングメンバーの互選によって定める。

4 各ワーキングチームは、チームリーダーが招集する。

(庶務)

第 10 条 本部の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

部局	本部員	推進員
政策調整部	政策調整部政策監	企画調整課長補佐
総務部	総務部政策監	総務課長補佐
市民部	市民部政策監	自治協働課長補佐
福祉子ども部	福祉子ども部政策監	福祉政策課長補佐
健康保険部	健康保険部政策監	長寿政策課長補佐
産業観光部	産業観光部政策監	商工労働政策課長補佐
環境部	環境部政策監	環境政策課長補佐
都市計画部	都市計画部政策監	都市計画課長補佐
建設部	建設部政策監	交通・建設監理課長補佐
市民病院	市民病院事務局次長	病院総務課長補佐

別表第 2 (第 4 条関係)

部局	本部員	推進員
企業局	企業局次長	企業総務課長補佐
教育委員会事務局	教育委員会政策監	教育総務課長補佐
消防局	消防局次長	消防総務課長補佐

②大津市職員協働推進本部・構成員一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

本 部 員 会 議 （ 1 5 名 ）					
本 部 長		副 市 長		副本部長	
				市民部長	
本 部 員 （ 1 3 名 ）					
部局名	職名	部局名	職名	部局名	職名
政策調整部	政策監	総務部	政策監	市民部	政策監
福祉子ども部	政策監	健康保険部	政策監	産業観光部	政策監
環境部	政策監	都市計画部	政策監	建設部	政策監
市民病院	市民病院事務局次長	企業局	企業局次長	教育委員会	政策監
消防局	消防局次長				

推 進 員 会 議 (15名)								
副本部長		市民部長			本 部 員		市民部政策監	
推 進 員 (13名)								
部局名	所属名	職名	部局名	所属名	職名	部局名	所属名	職名
政策調整部	企画調整課	参事	総務部	総務課	課長補佐	市民部	自治協働課	課長補佐
福祉子ども部	福祉政策課	課長補佐	健康保険部	長寿政策課	課長補佐	産業観光部	商工労働政策課	参事
環境部	環境政策課	課長補佐	都市計画部	都市計画課	課長補佐	建設部	交通・建設監理課	課長補佐
市民病院	病院総務課	課長補佐	企業局	企業総務課	危機管理室長	教育委員会	教育総務課	課長補佐
消防局	消防総務課	参事						

ワーキングチーム（１７名）					
「新しい地域自治組織」検討チーム（８名）			「協働推進」検討チーム（９名）		
部局名	所属名	職名	部局名	所属名	職名
総務部	危機・防災対策課	主任	政策調整部	情報システム課	主任
健康保険部	地域包括ケア推進室	主幹	政策調整部	情報システム課	主任
都市計画部	都市計画課	課長補佐	市民部	自治協働課	課長補佐
政策調整部	企画調整課	主幹	市民部	いじめ対策推進室	主幹
建設部	道路建設課	主査	福祉子ども部	福祉政策課	課長補佐
市民病院	病院総務課	課長補佐	福祉子ども部	生活福祉課	主任
企業局	水道計画管理課	主査	産業観光部	観光振興課	主査
教育委員会	生涯学習課	課長補佐	環境部	廃棄物減量推進課	主幹
			消防局	予防課	係長

大津市協働の まちづくり推進計画

(第2期大津市協働推進計画)

平成29年度～平成40年度

【発行】大津市(市民部自治協働課)

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 電話／077-523-1234(代表)